

第三編 登記關係法令 家蓄保險組合登記 家蓄保險組合登記取扱手續

一(三七六)一

- ル登記ハ豫備欄ニ之ヲ爲スヘシ
- 第三十五條 更正又ハ抹消ノ登記ノ申請アリタルトキハ其ノ登記用紙中變更欄ニ其ノ登記ヲ爲スヘシ
- 第三十六條 行政區畫又ハ土地ノ名稱ノ變更アリタルトキハ登記官吏ハ登記用紙中變更欄ニ新舊ノ名稱及變更アリタル旨ヲ記載シ之ニ捺印シ其ノ記載ヲ更正スルコトヲ要ス
- 第三十七條 家蓄保險法第八十七條ニ於テ準用スル非訟事件手續法第五十一條ノ二第一項ノ規定ニ依ル通知書ニハ登記ヲ爲シタル事件ノ表示及其ノ登記カ家蓄保險法ノ規定ニ依リ許スヘカラサルモノナルコトヲ記載スヘシ
- 第三十八條 家蓄保險法第八十七條ニ於テ準用スル非訟事件手續法第五十一條ノ四ノ規定ニ依リ抹消ノ登記ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ事由ヲモ記載スヘシ
- 第三十九條 家蓄保險法第八十七條ニ於テ準用スル非訟事件手續法第五十一條ノ六第二項ノ規定ニ依リ登記ノ更正ヲ爲ス場合ニ於テハ許可アリタル旨及其ノ年月日ヲ記載スヘシ
- 第四十條 變更、更正又ハ抹消ノ登記ヲ爲シタルトキハ變更、更正又ハ抹消ノ登記事項ヲ朱抹スヘシ但シ抹消ノ登記ヲ爲シタルニ因リ登記用紙ヲ閉鎖スヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第四十一條 抹消ノ登記ヲ更正スル場合ニ於テハ抹消セラレタル登記ヲ復活スヘシ
- 第四十二條 決議無効ノ登記ノ囑託アリタルトキハ登記用紙中變更欄ニ決議無効ノ判決ヲ爲シタル裁判所ノ名稱及其ノ判決ノ確定シタル年月日ヲ記載シ抹消ニ係ル登記アリタルキハ其ノ登記ヲ復活スヘシ
- 第四十三條 前項ノ規定ニ於テハ決議ニ因リテ爲シタル登記ヲ朱抹スヘシ
- 第四十四條 組合カ其ノ事務所ヲ登記所ノ管轄外ニ移轉シタル場合ニ於テハ移轉ノ登記ヲ爲シタルトキハ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スヘシ
- 第四十五條 前項ノ規定ハ登記所ノ管轄内ニ仍他ノ事務所アル場合ニハ之ヲ適用セス
- 第四十六條 登記簿ニ合併若ハ分割ニ因ル解散又ハ清算終了ノ登記ヲ爲シタルトキハ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スヘシ
- 第四十七條 破産手續終結ノ登記ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同シ但シ強制和議認可決定ノ確定ニ因リ破産手續終結シタル場合ハ其ノ限ニ在ラス
- 第四十八條 甲登記所ノ管轄地ノ一部カ乙登記所ノ管轄ニ轉屬シタルトキハ甲登記所ハ其ノ部分ニ屬スル登記簿ノ謄本及申請書其ノ他ノ附屬書類又ハ其ノ謄本ヲ乙登記所ニ移送スヘシ
- 第四十九條 前項ノ場合ニ於テハ甲登記所ノ登記用紙中豫備欄ニ乙登記所ニ管轄變更シタル旨及其ノ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印シ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スヘシ
- 第五十條 前條ノ規定ニ依リ登記簿ノ謄本及申請書其ノ他ノ附屬書類又ハ其ノ謄本ノ移送ヲ受ケタルトキハ乙登記所ハ登記簿ノ謄本ニ依リ抹消ニ係ラサル部分ノミノ登記ヲ移スヘシ
- 第五十一條 登記簿ニ登記ヲ移スニハ登記用紙中登記番號欄ニ其ノ登記簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ記載シ其ノ左側ニ前登記管轄ノ表示ヲ爲シ前登記番號ヲ記載シ豫備欄ニ管轄變更ニ因リ登記ヲ移シタル旨及其ノ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スヘシ
- 第五十二條 登記用紙ヲ閉鎖スルニハ登記番號ヲ朱抹スヘシ
- 第五十三條 登記ノ公告ハ登記ヲ爲シタル登記所ノ名ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
- 第五十四條 登記簿又ハ申請書其ノ他ノ附屬書類ノ閲覧ハ登記官吏ノ面前ニ於テ之ヲ爲サシムヘシ
- 第五十五條 登記簿ノ謄本ハ登記簿同一様式ノ用紙ヲ以テ之ヲ作り其ノ末尾ニ左ノ認證文ヲ記載シタルモノヲ添附シテ每葉ノ綴目ニ契印ヲ爲シ登記官吏之ニ年月日ヲ記載シテ署名捺印シ且登記所ノ印ヲ捺捺スヘシ
- 第五十六條 此ノ謄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り之ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認證ス
- 第五十七條 前項ノ規定ハ登記簿ノ抄本ニ之ヲ準用ス但シ抄本用紙ハ半紙紙ヲ用フヘシ
- 第五十八條 登記簿ノ謄本ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外登記簿一用紙ノ全部ヲ遺漏ナク謄寫シテ之ヲ作ルヘシ但シ請求ニ因リ抹消ニ係ラサル登記ノミヲ謄寫シテ之ヲ作ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ認證文ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ
- 第五十九條 登記簿ノ謄本ニ餘白ナルトキハ其ノ部分ニ朱線ヲ文又シ又ハ餘白ナルコトヲ表示スヘシ
- 第六十條 登記官吏カ其ノ職務上過料ニ處セラレハキ者アルコトヲ知リタルトキハ遅滞ナク其

ノ事件ヲ管轄地方裁判所長ニ通知スヘシ  
附則  
本令ハ家蓄保險法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
附錄第二號(用紙厚紙十五種横三種)

何郡(市)何町(村)何番地  
何々保險組合  
何々(資格ヲ) 何 某  
印鑑  
何々(記ス) 何 某  
何年何月何日生

附錄第三號

登記簿ノ種類	登記簿ノ種類
登記番號	登記番號
登記ノ件名	登記ノ件名
申請人ノ氏名住所	申請人ノ氏名住所
登記ノ年月日	登記ノ年月日
右登記簿ナルコトヲ證ス	右登記簿ナルコトヲ證ス
年月日	年月日
區裁判所	區裁判所

第三編 登記關係法令 家蓄保險組合登記 家蓄保險組合登記取扱手續

一(三七七一)



# 第四編 登録税、印紙税及登記手数料

## ●登録税

### ●登録税法

明治二十九年三月二十八日  
法律第二十七號

改正

明治三十二年第八三號、三十二年第四四號、三十四年第二六號、三十五年第八號、三十八年第九號、第五七號、第五八號、四十二年第一四號、第三一號、四十二年第一號、第六四號、大正三十二年第二一號、七年第一四號、二年第四六號、一四年第二二號、昭和二年第六號

### 登録税法

#### 第一條

登録税ハ本法ノ定ムル所ニ依リ賦課徴收ス

#### 第四編 登録税、印紙税及登記手数料

登録税 一條―二條

第二條 不動産ニ關スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一 相續ニ因ル所有權ノ取得

二 遺言、贈與其ノ他無償名義ニ因ル所有權ノ取得

但シ神社、寺院、祠宇、佛堂又ハ民法第三十四條ニ依リ設立シタル法人カ無償名義又ハ寄附行為ニ因リ所有權ヲ取得シタルトキハ千分ノ二十五

不動産價格 千分ノ四十五  
但シ神社、寺院、祠宇、佛堂又ハ民法第三十四條ニ依リ設立シタル法人カ無償名義又ハ寄附行為ニ因リ所有權ヲ取得シタルトキハ千分ノ二十五

三 前各號以外ノ原因ニ依ル所有權ノ取得

四 所有權ノ保存

五 共有物ノ分割

六 地上權、永小作權又ハ賃借權ノ取得

存續期間十年以下ノモノ

同二十年以下ノモノ

不動産價格 千分ノ一

不動産價格 千分ノ二



第四編 登録税、印紙税及登記手数料

- 同三十年以下ノモノ 不動産価格 千分ノ四
- 同五十年以下ノモノ 不動産価格 千分ノ七
- 同七十年以下ノモノ 不動産価格 千分ノ十
- 同百年以下ノモノ 不動産価格 千分ノ十五
- 同百年ヲ超ルモノ 不動産価格 千分ノ二十
- 存続期間ノ定メナキモノ 不動産価格 千分ノ一
- 存続期間ノ定メナキモノニシテ民法第二百六十八條若ハ第二百七十八條ノ規定ノ適用アルモノ又ハ借地法第二條第一項ノ規定ノ適用アルモノ 不動産価格 千分ノ四
- 相続ニ因ル取得ニシテ存続期間三十年ヲ超ルモノ 不動産価格 千分ノ五
- 権利移轉ニ因ル取得ノ場合ニ於テハ既ニ経過シタル期間ヲ存続期間ヨリ控除シ其ノ残期間ヲ以テ存続期間ト看做ス 地役權ノ取得 要役地價格 千分ノ一
- 八 華族世襲財産ノ設定 不動産價格 千分ノ二十五
- 九 先取特權ノ保存又ハ取得 債權金額又ハ不動産工事業費用算金額 千分ノ五・五
- 十 質權、抵當權ノ取得 債權金額 千分ノ五・五

二條一三條

- 十一 信託ノ登記 債權金額 千分ノ五・五
- 所有權ニ付テハ 不動産價格 千分ノ四
- 所有權以外ノ權利ニ付テハ 不動産價格 千分ノ二
- 十二 競賣、強制管理ノ申立 債權金額 千分ノ五・五
- 十三 假差押、假處分 債權金額 千分ノ四
- 十四 抵當アル債權ノ差押 債權金額 千分ノ五・五
- 十五 相續財産ノ分離 所有權ニ付テハ 不動産價格 千分ノ五・五
- 所有權以外ノ權利ニ付テハ 不動産價格 千分ノ一
- 十六 滞納處分以外ノ原因ニ因ル權利ノ處分ノ制限ニシテ特ニ掲ケサルモノ 債權金額 千分ノ四
- 十七 抹消シタル登記ノ回復 不動産價格 金四十錢
- 十八 假登記 不動産價格 金四十錢
- 十九 附記登記 不動産價格 金二十錢
- 但シ一件ニ付稅額金二圓ヲ超ルトキハ二圓トス
- 二十 登記ノ更正、變更又ハ抹消 不動産價格 金二十錢
- 但シ一件ニ付稅額金二圓ヲ超ルトキハ二圓トス

一(三八〇)

- ノ取得ニ係ルモノハ其ノ持分ノ價格ニ依ル
- 第三條 船舶ニ關スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ
- 一 相續ニ因ル所有權ノ取得 船舶價格 千分ノ三
- 二 遺言、贈與其ノ他無償名義ニ因ル所有權ノ取得 船舶價格 千分ノ三十五
- 三 前各條以外ノ原因ニ因ル所有權ノ取得 船舶價格 千分ノ二十三
- 四 委付 船舶價格 千分ノ三
- 五 所有權ノ保存 船舶價格 千分ノ三
- 六 貸借權ノ取得 船舶價格 千分ノ一
- 七 抵當權ノ取得 債權金額 千分ノ五・五
- 八 信託ノ登記 船舶價格 千分ノ三
- 所有權ニ付テハ 船舶價格 千分ノ一
- 所有權以外ノ權利ニ付テハ 船舶價格 千分ノ一
- 九 競賣ノ申立 債權金額 千分ノ五・五
- 十 假差押、假處分 債權金額 千分ノ四
- 十一 抵當アル債權ノ差押 債權金額 千分ノ五・五
- 十二 滞納處分以外ノ原因ニ因ル權利ノ處分ノ制限ニシテ特ニ掲ケサルモノ 債權金額 千分ノ四
- 十三 上記證書ヲ提出セスシテ受ケタル特別登

船舶ノ登記ヲ移ス場合ニ於ケル登記

- 十四 抹消シタル登記ノ回復 船舶每一箇 金四十錢
- 十五 假登記 船舶每一箇 金四十錢
- 十六 附記登記 船舶每一箇 金二十錢
- 十七 登記ノ更正、變更又ハ抹消 船舶每一箇 金二十錢
- 但シ一件ニ付稅額金二圓ヲ超ルトキハ二圓トス
- 十八 前項第一號乃至第三號ノ場合ニ於テ共有物持分ノ取得ニ係ルモノハ其ノ持分ノ價格ニ依ル
- 第三條ノ二 信託財産タル不動産又ハ船舶ヲ委託者ヨリ受託者ニ移ス場合ニ於ケル所有權取得ノ登記ニ付テハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ
- 一 委託者カ元本ノ歸屬權利者ニシテ委託者以外ノ者又ハ委託者ト委託者以外ノ者トカカ收益ノ受益者ナル信託 不動産價格 千分ノ四
- 船舶價格 千分ノ三
- 二 委託者カ收益ノ受益者ニシテ委託者以外ノ者又ハ委託者ト委託者以外ノ者トカカ元本ノ受益者又ハ歸屬權利者ナル信託ニシテ信託財産ノ處分ヲ目的トスルモノ 不動産價格 千分ノ四十五
- 但シ神社、寺院、祠宇、佛堂又ハ民法第三十四條ニ依リ設立シタル法人カ元本ノ受益者又ハ歸屬權利者ナルトキハ千分ノ二十五
- 三 委託者以外ノ者又ハ委託者ト委託者以外ノ者トカカ元本ノ受益者又ハ歸屬權利者ニシテ

委託者以外ノ者又ハ委託者ト委託者以外ノ者トカカ收益ノ受益者ナル信託

- 不動産價格 千分ノ四十五
- 但シ神社、寺院、祠宇、佛堂又ハ民法第三十四條ニ依リ設立シタル法人カ元本ノ受益者又ハ歸屬權利者ナルトキハ千分ノ二十五
- 二十五 船舶價格 千分ノ三十五
- 但シ前項第一號ノ信託ニ付信託ノ登記事項ヲ變更シタル爲前項第二號又ハ第三號ノ信託ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ變更ノ登記ヲ以テ受託者ノ所有權取得ノ登記ト看做シ前項第二號又ハ第三號ノ規定ヲ適用ス
- 第三條ノ三 前條第一項各號ニ該當セサル信託(委託者カ收益ノ受益者ニシテ委託者以外ノ者又ハ委託者ト委託者以外ノ者トカカ元本ノ受益者又ハ歸屬權利者ナル信託ニシテ信託財産ノ管理ヲ目的トスルモノ)及委託者カ信託利益ノ全部ヲ受クヘキ信託)ニ因リ不動産又ハ船舶ヲ委託者ヨリ受託者ニ移ス場合ニ於ケル所有權取得ノ登記ニ付テハ登録稅ヲ課セス但シ信託ノ登記事項ヲ變更シタル爲前條第一項各號ノ信託ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ變更ノ登記ヲ以テ受託者ノ所有權取得ノ登記ト看做シ前條ノ規定ニ依リ登録稅ヲ納ムヘシ
- 第三條ノ四 委託者カ收益ノ受益者ニシテ委託者以外ノ者又ハ委託者ト委託者以外ノ者トカカ元本ノ受益者又ハ歸屬權利者ナル信託ニシテ信託財産タル不動産又ハ船舶ノ管理ヲ目的トスルモノニ付其ノ元本ヲ受託者ヨリ受託者又ハ歸屬權利者ニ移ス場合ニ於ケル所有權取得ノ登記ニ付テ

ハ左ノ登録稅ヲ納ムヘシ

- 不動産價格 千分ノ四十五
- 但シ神社、寺院、祠宇、佛堂又ハ民法第三十四條ニ依リ設立シタル法人カ元本ノ受益者又ハ歸屬權利者ナルトキハ千分ノ二十五
- 二十五 船舶價格 千分ノ三十五
- 但シ前項第一號ノ信託ニ付信託ノ登記事項ヲ變更シタル爲前項第二號又ハ第三號ノ信託ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ變更ノ登記ヲ以テ受託者ノ所有權取得ノ登記ト看做シ前項第二號又ハ第三號ノ規定ヲ適用ス
- 第三條ノ五 工場財團登記簿、又ハ建築財團登記簿、漁業財團登記簿ニ登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ
- 一 抵當權ノ取得 債權金額 千分ノ一
- 二 信託ノ登記 債權金額 千分ノ一
- 強制競賣、強制管理ノ申立 債權金額 千分ノ一
- 三 登記ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金二圓
- 第三條ノ六 工場財團登記簿、又ハ建築財團登記簿、漁業財團登記簿ニ登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ
- 一 抵當權ノ取得 債權金額 千分ノ一
- 二 信託ノ登記 債權金額 千分ノ一
- 三 競賣、強制管理ノ申立 債權金額 千分ノ一
- 四 假差押、假處分 債權金額 千分ノ一

第四編 登録税、印紙税及登記手数料

三條ノ二一三條ノ六







第四編 登録税、印紙税及登記手数料

- 六 滞納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限 債權金額 千分ノ四
- 七 代理人ノ選任又ハ代理權ノ登録 金五十錢
- 八 抹消シタル登録ノ回復 金五十錢
- 九 假登録ノ更正、變更又ハ抹消 金五十錢
- 十 登錄ノ更正、變更又ハ抹消 金五十錢
- 第十二條 意匠ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ
  - 一 意匠權ノ移轉 金一圓
  - 二 實施權ノ設定又ハ保存 金二圓
  - 三 前二號ノ權利ヲ目的トスル質權ノ設定 債權金額 千分ノ五・五
  - 四 前二號ノ權利ノ移轉 金五十錢
  - 五 信託ノ登録 金一圓
  - 六 滞納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限 債權金額 千分ノ四
  - 七 代理人ノ選任又ハ代理權ノ登録 金五十錢

一三條—一四條

- 八 抹消シタル登録ノ回復 金五十錢
- 九 假登録ノ更正、變更又ハ抹消 金五十錢
- 十 登錄ノ更正、變更又ハ抹消 金二十錢
- 第十二條ノ二 實用新案ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ
  - 一 實用新案權ノ移轉 金一圓
  - 二 實施權ノ設定又ハ保存 金五圓
  - 三 前二號ノ權利ヲ目的トスル質權ノ設定 債權金額 千分ノ五・五
  - 四 前二號ノ權利ノ移轉 金五十錢
  - 五 信託ノ登録 金一圓
  - 六 滞納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限 債權金額 千分ノ四
  - 七 代理人ノ選任又ハ代理權ノ登録 金五十錢
  - 八 抹消シタル登録ノ回復 金五十錢
  - 九 假登録ノ更正、變更又ハ抹消 金五十錢
  - 十 登錄ノ更正、變更又ハ抹消 金二十錢

一三條—一四條

- 第十三條 商標ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ
  - 一 商標權ノ移轉 金一圓
  - 二 信託ノ登録 金十圓
  - 三 代理人ノ選任又ハ代理權ノ登録 金二十圓
  - 四 抹消シタル登録ノ回復 金五十錢
  - 五 假登録ノ更正、變更又ハ抹消 金五十錢
  - 六 登錄ノ更正、變更又ハ抹消 金五十錢
  - 第十四條 營業權ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ
    - 一 試掘權ノ設定 金百圓
    - 二 試掘權ノ變更 債權金額 千分ノ五・五
    - 三 減區 每一件 金四十五圓
    - 四 探掘權ノ移轉 每一件 金十圓
    - 五 探掘權ノ設定 每一件 金四十五圓
    - 六 新規定 每一件 金二百圓
    - 七 減區合併 每一件 金五十圓

- 五 設定減區ノ變更 每一件 金五十圓
- 六 探掘權ノ變更 每一件 金五十圓
- 七 減區又ハ増減區 每一件 金百圓
- 八 探掘權ノ移轉 每一件 金二十圓
- 九 探掘權ノ移轉 每一件 金二十圓
- 十 探掘權以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金百圓
- 十一 探掘權ノ設定 每一件 金百圓
- 十二 新規登録 債權金額 千分ノ五・五
- 十三 營業法第三十五條第二項ニ基キ爲シタル承諾及協定ニ因ル設定 每一件 金五圓
- 十四 順位ノ變更ニ因ル抵當權ノ變更 每一件 金十圓
- 十五 抵當權ノ移轉 每一件 金十圓
- 十六 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金十圓
- 十七 信託ノ登録 每一件 金十圓
- 十八 共同債權者ノ脱退 每一件 金五圓
- 十九 滞納處分以外ノ原因ニ因ル債權權又ハ抵當權ノ處分ノ制限 債權金額 千分ノ四
- 二十 廢業ニ因ル債權權ノ消滅 每一件 金五圓
- 二十一 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金五圓

- 十五 假登録ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金四十錢
- 十六 登錄ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金二十錢
- 第十五條 砂鑛權ニ關シ砂鑛業原簿ニ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ
  - 一 砂鑛權ノ設定 新規登録 採取區域 河床ハ每二里迄 其ノ他ハ每十萬坪迄 金十五圓
  - 二 砂鑛權ノ合併 每一件 金三圓
  - 三 砂鑛權ノ分割 設定砂鑛區每一箇 金三圓
  - 四 砂鑛權ノ變更 採取區域 河床ハ每二里迄 其ノ他ハ每十萬坪迄 金十五圓
  - 五 減區 每一件 金一圓
  - 六 但シ増區ト同時ニ爲ス減區ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
  - 七 砂鑛權ノ移轉 相續 每一件 金五圓
  - 八 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金十五圓
  - 九 抵當權ノ設定 新規登録 債權金額 千分ノ五・五
  - 十 砂鑛區ノ合併又ハ分割ノ出願ニ付砂鑛法 每一件 金十五圓

- ニ基キ爲シタル承諾又ハ協定ニ因ル設定 每一件 金五圓
- 五 順位ノ變更ニ因ル抵當權ノ變更 每一件 金十圓
- 六 抵當權ノ移轉 每一件 金五圓
- 七 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金十圓
- 八 信託ノ登録 每一件 金五圓
- 九 滞納處分以外ノ原因ニ因ル砂鑛權又ハ抵當權ノ處分ノ制限 債權金額 千分ノ四
- 十 廢業ニ因ル砂鑛權ノ消滅 每一件 金一圓
- 十一 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金四十錢
- 十二 假登録ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金四十錢
- 十三 登錄ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金二十錢
- 第十四條ノ二 漁業權又ハ入漁權ニ關シ免許漁業原簿ニ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ
  - 一 漁業權ノ移轉 相續 每一件 金一圓
  - 二 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金五圓
  - 三 漁業權ノ持分ノ移轉 相續 每一件 金四十錢
  - 四 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金一圓

第四編 登録税、印紙税及登記手数料

一五條—一五條ノ二

一三條—一四條



- 三 入遺權ノ設定 金三圓
- 四 入遺權ノ保存 金三圓
- 五 入遺權ノ移轉 金五十錢
- 六 入遺權ノ移轉以外ノ原因ニ因ル移轉 金二十圓
- 七 入遺權ノ持分ノ移轉 金二十圓
- 八 入遺權ノ移轉以外ノ原因ニ因ル移轉 金二十圓
- 九 先取特權ノ保存又ハ取得 金二十圓
- 十 先取特權ノ移轉 金二十圓
- 十一 先取特權ノ移轉以外ノ原因ニ因ル移轉 金二十圓
- 十二 先取特權ノ移轉以外ノ原因ニ因ル移轉 金二十圓
- 十三 先取特權ノ移轉以外ノ原因ニ因ル移轉 金二十圓

- 十四 遺納處分以外ノ原因ニ因ル權利ノ處分ノ制限ニシテ特ニ掲ケサルモノ 金三圓
- 十五 抹消シタル登録ノ回復 金四十錢
- 十六 假登録 金四十錢
- 十七 附記登録 金二十圓
- 十八 登録ノ更正、變更又ハ抹消 金二十圓
- 十九 法人ノ合併ニ因ル不動産又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ登録額ヲ納ムヘシ但シ他ノ規定ニ依リ算出シタル額カ本條ニ依リ算出シタル額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル
- 二十 不動産又ハ船舶ノ價格 千分ノ三
- 二十一 債權金額ニ依リ課税額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債權金額ナキトキハ債權ノ目的タルモノ又ハ處分ノ制限ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做シ先取特權、質權、抵當權又ハ處分ノ制限ノ目的タルモノノ價格カ債權金額ヨリ少キトキハ其ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス但シ抵當アル債權ノ差押ヲ登記又ハ登録スル場合ニ於テハ差押ヘラレハキ債權ノ額又ハ質權若ハ抵當權ノ目的タルモノノ價格カ債權金額ヨリ少キトキハ其ノ最少キモノヲ以テ債權金額ト看做ス
- 二十二 管轄ヲ異ニスル登記所ニ於テ順次ニ不動産登記法第二百二十二條ノ規定ニ依リ登記ヲ受クル場合ニ於テ各登記所ニ於テ受クル登記

- ニ付テハ債權金額ヨリ既ニ登記ヲ受ケタルモノノ價格ヲ控除シタル殘額ヲ以テ債權金額ト看做ス
- 第三十六條ノ四 同一ノ債權ノ爲ニ先取特權、質權又ハ抵當權ニ關シ種類ヲ異ニスルニシテ以上ノ登記登録ヲ受クル場合ニ於ケル登録額ニ關シテハ前條ノ規定ニ準シ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三十七條 登録税ハ印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ現金ヲ以テ之ヲ徵收スルコトヲ得
- 第三十八條 登録税ハ總テ金一錢以上トス一錢未満ノ額數ハ一錢トシテ之ヲ計算ス
- 第三十九條 左ニ掲ケタルモノニハ登録税ヲ課セス但シ第八號、第九號、第十一號、第十二號及第十四號ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル
- 一 政府自己ノ爲ニスル登記又ハ登録
- 二 社寺若ハ堂宇ノ敷地又ハ墳墓地ニ關スル登記
- 三 北海道府縣市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ公用ニ供スル不動産ニ關スル登記
- 四 府縣市町村ノ廢置分合若ハ境界變更ニ因ル府縣市町村ノ權利ノ取得又ハ其ノ府縣市町村ニ所有權ヲ移スニ付爲ス所有權ノ保存ノ登記又ハ登録
- 五 市町村ノ一部ニ屬スル財產ヲ其ノ市町村ニ移ス場合ニ於ケル市町村ノ權利ノ取得又ハ其ノ市町村ニ所有權ヲ移スニ付爲ス所有權ノ保存ノ登記又ハ登録
- 六 市町村又ハ市町村ノ一部ニ屬スル入會權ニシテ二以上ノ市町村ニ互ルモノヲ消滅セシムル爲メ市町村又ハ其ノ一部カ其ノ入會財產ニ付

- 爲ス權利ノ取得若ハ財產ノ分割又ハ之カ爲ニスル所有權ノ保存ノ登記
- 七 遺業組合、遺業組合聯合會、遺業組合中央會、遺業組合、遺業組合聯合會、重要輸出品工業組合、重要輸出品工業組合聯合會又ハ輸出組合ニ付產業組合、漁業法、重要輸出品工業組合法又ハ輸出組合法ニ基キテ爲ス登記
- 八 自作農ノ創設維持ノ爲ニスル北海道府縣市町村、產業組合又ハ產業組合聯合會ノ施設ニ依ル個人ノ土地所有權ノ取得ノ登記
- 九 北海道府縣市町村、產業組合又ハ產業組合聯合會カ自作農ノ創設維持ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記
- 十 北海道府縣市町村、產業組合又ハ住宅組合カ住宅ノ供給ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記
- 十一 住宅又ハ住宅用地ニ付產業組合員又ハ住宅組合員カ其ノ所屬組合ヨリノ權利ノ取得ノ登記
- 十二 北海道府縣市町村、產業組合又ハ產業組合聯合會ヨリ自作農創設維持ノ爲資金ノ貸付ヲ受ケタル者カ其ノ貸付ノ條件ヲ具備セサルニ至ラサル場合ニ於ケル北海道府縣市町村、產業組合又ハ產業組合聯合會ノ土地所有權ノ取得ノ登記
- 十三 農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者ノ農業倉庫若ハ聯合農業倉庫又ハ其ノ敷地ニ關スル權利ノ取得ノ登記
- 十四 學校經營ノ目的トスル法人ノ土地、建物ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記
- 第十九條ノ二 假登録ニ因ル財產取得ノ登記又ハ

- 登録ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニハ登録税ヲ課セス
- 一 委託者カ信託利益ノ全部ヲ受ケヘキ信託ニ因リ委託者ヨリ受託者ニ移ス場合ニ於ケル財產取得ノ登記又ハ登録
- 二 受益者又ハ歸屬權利者ノ權利取得ノ登記又ハ登録但シ不動産又ハ船舶ノ所有權取得ニ付テハ第三條ノ四ニ依ル
- 三 信託ノ受託者更迭ノ場合ニ於ケル新受託者ノ權利取得ノ登記又ハ登録
- 四 前項第一條ノ規定ニ當該信託財產ニ付受益者(歸屬權利者)合メ變更ノ登記又ハ登録ヲ受ケル場合ニハ之ヲ適用セシム此ノ場合ニ於テ信託財產ハ其ノ變更ノ登記又ハ登録ノトキニ於テ受託者ニ移轉シタルモノト看做シ登録税ヲ課ス
- 五 遺漏カ當該官吏ノ過誤ニ出テタルトキハ其ノ回復又ハ更正ノ登記又ハ登録ニ付テハ登録税ヲ課セス
- 第十九條ノ四 登記所カ登記申請者ノ申告シタル課税標準ノ價格ヲ不相當ト認ムルトキハ其ノ價格ヲ認定シ之ヲ登記申請者ニ告知スヘシ
- 第二十條ノ五 前條ノ認定ヲ不當トスル登記申請者ハ費用ヲ負擔シテ評價人ノ評價ヲ登記所ニ請求スルコトヲ得
- 第二十一條 前項ノ請求アリタルトキハ登記所ハ二人ノ評價人ヲ選定シ課税標準ノ價格ヲ評定セシム評價人ノ評價一致セサルトキハ其ノ平均價格ニ依ル
- 二十二條 評定價格カ認定價格ヨリ多キトキハ認定價格ニ依リ、申告價格ヨリ少キトキハ申告價格ニ依リ課税標準ノ價格ヲ定ム

- 第十九條ノ六 前條ノ評價ニ不服アル登記申請者ハ其ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ七日内ニ管轄地方裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得
- 二十條ノ二 異議ニ付テハ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得
- 第二十一條ノ七 登記申請者カ評價ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テ申告價格ニ相當スル税額ト認定價格ニ相當スル税額トノ差額ヲ納付シタルトキハ登記所ハ直ニ登記ヲ爲スヘシ
- 第二十二條ノ八 當該事件ニ關係ヲ有スル者ハ評價人タルコトヲ得
- 第二十三條ノ九 評價人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ旅費及手當ヲ受ク
- 第二十四條ノ十 評價ニ要シタル費用ハ登記申請者ノ負擔トス但シ評定價格カ申告價格ニ超ニサルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十五條ノ十一 評價ノ費用ハ印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ
- 第二十六條 本法ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス
- 第二十七條 現行法律命令ニ規定スル登記料又ハ手数料等ニシテ本法ニ規定スル登録税ト重複スルモノハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
- 附則(大正十四年法律第二十一號) 本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ各條別ニ之ヲ定ム(大正十四年勅令第二百四十三號)以テ第三條ノ五ノ改正規定ハ同年七月六日ヨリ施行(大正十四年勅令第二百六十七號)以テ第十九條第一項第五號ノ改正規定ハ同年九月一日ヨリ施行(昭和二年法律第六號)







- 一 商標ノ新設又ハ取得ニ付テハ...
- 二 支店ノ選任又ハ代理權ノ消滅...
- 三 船舶管理人ノ選任又ハ代理權ノ消滅...
- 四 商法第五條及第七條ニ依ル登録...
- 五 民法第七百九十四條、第七百九十五條及第七百九十七條ニ依ル登録...
- 六 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止...
- 七 登記ノ更正又ハ抹消...
- 八 印紙ヲ以テ登録税ヲ納付スルコト能ハサルトキハ現金ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得...
- 九 支那ニ流通スル銀貨幣ヲ以テ資本ノ額ヲ定メタル會社ノ登録税ハ登記ヲ申請スル日ノ相場ニ依リ支那ニ流通スル銀貨幣ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得...

本令ハ明治三十九年八月二十日ヨリ之ヲ施行ス

●登録税不要ノ登記

- 一 滞納處分差押解除ノ登記 (註：前掲國稅徵收法第二三條ノ四參看)
- 二 會社ノ解散、營業ノ禁止、外國會社ノ支店閉鎖ノ裁判確定ニ基キ裁判所ノ囑託ニ因ル登記 (註：前掲商標法第九條ノ二)
- 三 會社ノ設立ヲ無効トスル確定判決ニ基キ裁判所ノ囑託ニ因ル其登記 (註：同上)
- 四 登記シタル株式會社ノ株主總會ノ決議無効ノ確定判決ニ基キ其登記ノ囑託 (註：同上)
- 五 同上株式會社ニ於ケル同上ノ登記囑託 (註：同上)
- 六 保險ヲ營業トスル株式會社ノ任意解散、合併

●(一九) 北海道舊土人保護法ニ依リ下付シタル土地登記ノ登録税ノ免除

北海道舊土人保護法(明治三十二年法律第二十七號)

第一條 北海道舊土人ニシテ農業ニ従事スル者又ハ從事セント欲スル者ニハ一月ニ付土地一萬五千坪以内ニ限リ無償下付スルコトヲ得

第二條(第二項) 前條ニ依リ下付シタル土地ハ下付ノ年ヨリ起算シテ三十年ノ後ニ非サレハ地租及地方税ヲ課セス又登録税ヲ徵收セス

●(二〇) 北海道土功組合事業施行土地登記ノ登録税ノ免除

北海道土功組合法(明治三十五年法律第十二號)

第九條 組合事業ヲ施行シタルカ爲メ土地ノ登記又ハ登録ヲ爲ストキハ登録税ヲ免除ス

●登録税法解釋實例

●第一條 (通譯決議)

- 一 神社財產ノ登記及ヒ其抹消登記ニ付テハ登録税ヲ要セス(明治四一、一〇、法務局長通譯)
- 二 官公署ノ代リテ又ハ登記囑託ノ登録税官廳又ハ公署カ登記法ノ規定ニ依リ登記名義人又ハ相續人ニ代リテ登記ヲ囑託スル場合ハ登録税ヲ要セス

第四編 登録税、印紙税及登記手数料

- ノ決議ノ登記ノ囑託 (註：同上)
- 七 保險會社カ事業禁止ニ付テハ登記ノ囑託 (註：同上)
- 八 擔保附社債信託法第五條ノ規定ニ依ル登記ノ囑託 (註：同上)
- 九 鐵道國有法第十一條ノ規定ニ依ル登記ノ囑託 (註：同上)
- 一〇 保險相互會社ノ社員名簿ノ記載 (註：保險法第九〇條第二項)
- 一一 永代借地權又ハ之ヲ目的トスル權利ニ關スル登記 (註：明治三十四年法律第三九號)
- 一二 破産法第九十九條乃至第一百二十二條ノ規定ニ依ル囑託ニ基ク登記 (註：破産一二二條第二項)
- 一三 和議法第八條ノ規定ニ依ル囑託ニ基ク登記 (註：和議法同條)
- 一四 耕地整理施行ノ爲メ土地又ハ建物ニ付テノ登記 (註：同法第一〇條)
- 一五 耕地整理ノ施行ニ伴ヒ大字若ハ字ノ名稱又ハ區域ノ變更ノ登記 (註：同上)
- 一六 永代借地權又ハ之ヲ目的トスル權利ニ關スル登記 (註：明治三十二年法律第二七號永代借地權ニ關スル法律)
- 一七 家畜保險組合登記 (註：家畜保險組合法第九條)

昭和二年三月三十日 法律第十八號

●(一八) 北海道御料地拂下地ノ地租及登録税免除

北海道ニ於ケル御料地ニ屬スル未開地ヲ

第一條 北海道ニ於ケル御料地ニ屬スル未開地ノ

●(一九) 北海道國有未開地處分法ニ依リ賣拂又ハ付與ニ因ル登記登録税ノ免除

北海道國有未開地處分法(明治四十一年法律第五十六號)

第二十條 土地ノ賣拂又ハ付與ヲ受ケタル者六月以内ニ其ノ原因ニ依リ登記ヲ請フトキ又ハ土地賣帳ニ登録スルトキハ其ノ登録税ヲ免除ス

第二項 前項ノ登記ヲ申請スル者ハ其ノ申請書ニ本法ニ依リ處分セラレタル土地タルコトヲ記載スルコトヲ要ス

●(二〇) 北海道國有未開地處分法ニ依リ賣拂又ハ付與ニ因ル登記登録税ノ免除

北海道國有未開地處分法(明治四十一年法律第五十六號)

第二十條 土地ノ賣拂又ハ付與ヲ受ケタル者六月以内ニ其ノ原因ニ依リ登記ヲ請フトキ又ハ土地賣帳ニ登録スルトキハ其ノ登録税ヲ免除ス

●(二一) 北海道國有未開地處分法ニ依リ賣拂又ハ付與ニ因ル登記登録税ノ免除

- 一 山林登記ノ登録税ニ立木價格ノ併算
- 二 山林ニ係ル土地所有權ノ保存及ヒ移轉登記ノ場合ニ於ケル登録税ハ土地及立木併算ノ價格ニ依ルヘキモノトス(明治三七、一一、法務局長同答)
- 三 不動産ノ個數ト附屬建物
- 四 登録税法第二條ニ所謂不動産毎一個トアル建物ニ付テハ附屬建物モ獨立ノ建物ト同シク一棟毎一個トシテ登録税スルノ先例ナリシニ今般建物及ヒ其附屬建物ハ通シテ之ヲ一個ノ建物ト看做シ登録税スルコトナレリ(明治四〇、一一、法務局長同答)
- 五 不動産價格評價日時及ヒ從價價格ノ併算
- 六 登録税法第二條所定ノ不動産ノ價格ハ登記ヲ受ケル日時ノ價格トス、二、從價カ主物ノ處分ニ從フ場合ニ於テハ其從價ノ價格ハ之ヲ主物ノ價格ニ併算スヘキモノトス(大正九、四、法務局長同答)
- 七 登錄税法ノ價格ト市價
- 八 登錄税法ノ價格ハ市價ニ一致スヘキモノトス(明治三五、一一、法曹會決議)
- 九 本條中ノ債權額ノ意義
- 十 登錄税法第一條ニ所謂債權額トハ元金ノミヲ指ス

實錄 登錄税法解釋實例

開拓シテ拂下ヲ受ケ又ハ之ヲ開拓シ若ハ素地ノ儘使用スルノ目的ヲ以テ拂下ヲ受ケ民有ト爲リタル土地ニ對スル地租ハ民有ト爲リタル年ヨリ起算シ十年ヲ經過シタル後ニ非サレハ之ヲ賦課セス

第二條 前條ノ拂下地ニ付テハ拂下ニ因ル所有權取得ノ登記ニハ登録税ヲ免除ス但シ所有權取得後六月内ニ登記ノ囑託ヲ請求セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

附則 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ規定ハ本法施行前拂下ヲ受ケ民有ト爲リタル土地ニシテ本法施行ノ際未タ地價ノ設定ヲ爲ササルモノニモ亦之ヲ適用ス

第二條ノ規定ハ前項ノ規定ニ該當スル土地ニシテ本法施行ノ際未タ拂下ニ因ル所有權取得ノ登記ヲ受ケサルモノニモ亦之ヲ適用ス此場合ニ於テハ六月ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

●(一九) 北海道國有未開地處分法ニ依リ賣拂又ハ付與ニ因ル登記登録税ノ免除

北海道國有未開地處分法(明治四十一年法律第五十六號)

第二十條 土地ノ賣拂又ハ付與ヲ受ケタル者六月以内ニ其ノ原因ニ依リ登記ヲ請フトキ又ハ土地賣帳ニ登録スルトキハ其ノ登録税ヲ免除ス

第二項 前項ノ登記ヲ申請スル者ハ其ノ申請書ニ本法ニ依リ處分セラレタル土地タルコトヲ記載スルコトヲ要ス

●(二〇) 北海道國有未開地處分法ニ依リ賣拂又ハ付與ニ因ル登記登録税ノ免除

北海道國有未開地處分法(明治四十一年法律第五十六號)

第二十條 土地ノ賣拂又ハ付與ヲ受ケタル者六月以内ニ其ノ原因ニ依リ登記ヲ請フトキ又ハ土地賣帳ニ登録スルトキハ其ノ登録税ヲ免除ス

●(二一) 北海道國有未開地處分法ニ依リ賣拂又ハ付與ニ因ル登記登録税ノ免除

- 一 長期存續期間ノ地上權附ノ土地所有權移轉登記ノ課税價格ハ賣買當時ニ於ケル時價(負擔附ノ土地トシテノ價格)ヲ標準トスヘキモノトス(昭和二、九、實例)
- 二 長期地上權附土地價格ノ算定
- 三 長期存續期間ノ地上權附ノ土地所有權移轉登記ノ課税價格ハ賣買當時ニ於ケル時價(負擔附ノ土地トシテノ價格)ヲ標準トスヘキモノトス(昭和二、九、實例)

一(三九一)



●第二條 第一號

(通譯決議)

一 遺贈ノ相続登記ノ登録税  
遺贈ノ受遺者トシテ家督相續登記ヲ申請シタルトキハ登録税法第二條第一號ニ依リ徵收スヘキモノトス(明治三六、三、法曹會決議)

二 中間相続者ヲ遺言繼承者相續登記ノ登録税  
甲ノ家督相續人乙(法定以外)ノ家督相續人ノ丙(法定)ト順次相續シ開始シタル場合ニ於テ登記簿上甲名義ノ土地ヲ丙ニ移轉ノ登記ヲ申請セントスルトキハ甲ノ遺言繼承人乙、乙ノ家督相續人(法定)丙ト順次相續シ開始シタル場合ニ於テ登記簿上甲名義ノ所有地ヲ丙ニ移轉登記セントスルトキハ共ニ登録税法第一條第一號ヲ適用スヘキモノトス(明治三七、五、法曹會決議)

●第二條 第二號

(通譯決議)

一 但書中書附行爲ノ範圍  
登録税法第二條第二號但書ニ所謂書附行爲中ニハ單獨タルモノ及ヒ贈與等ヲモ包含ス(明治四四、三、法曹會決議)

●第二條 第三號

(通譯決議)

一 負擔附屬員ニ因ル所有權取得登記ノ登録税  
負擔附屬員ニ因ル不動產所有權取得ノ登記ニ關スル登録税ハ税法第二條第二號ニ依リ課税スルヲ相當ナリトス(大正四、七、民事局長回答)

●第二條 第十五號

(通譯決議)

一 財產分離登記ノ登録税  
民法第五十條ノ規定ニ因ル財產分離ノ登記ニ付テハ登録税法第二條第十七號(改正法第十五號)ニ依リ徵收スヘキモノトス(明治三五、一、法曹會決議)

●第二條 第十六號

(通譯決議)

一 人事訴訟手續法第五十條ニ依ル處分禁止ノ登記ノ登録税  
人事訴訟手續法第五十條ニ依ル處分禁止ノ登記ハ登録税法第二條第十五號(改正法第十六號)但書ノ趣旨ニ依リ其不動產ノ價格ヲ以テ債權金額ト看做シ徵收スルヲ相當トス(大正元、一〇、民事局長回答)

●第二條 第十九號

(通譯決議)

一 民法第五百一號第一號ニ依ル登記ノ登録税  
民法第五百一號第一號ノ登記ハ假登記トシテ抵當權ノ登記アリタル後何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得ヘシ、登録税ハ同法第二條第十九號ニ依リ不動產一個ニ付キ金二十錢トス(明治三七、一〇、法曹會決議)

二 代位附記登記ノ登録税  
代位附記登記ノ登録税ハ税法第二條第十九號ニ依リテ徵收スヘキモノトス(大正四、五、法曹會決議)

第四編 登録税、印紙税及登記手数料

●第二條 第六號

(通譯決議)

一 地上權取得不動産價格ノ意義  
地上權ノ取得不動産價格若干分ノ一トアル法文ハ地上權設定部分ノ不動産價格ノ若干分ノ一ト解スルヲ相當トス(明治三五、一、法曹會決議)

二 抵當權設定登記ノ登録税  
被抵當權設定登記ノ登録税ハ根抵當權設定契約ニ定メタル讓渡金額ノ債權金額ト看做シ徵收スルヲ相當トス(明治三五、一、法曹會決議)

●第二條 第十號

(通譯決議)

一 抵當權設定登記ノ登録税  
被抵當權設定登記ノ登録税ハ根抵當權設定契約ニ定メタル讓渡金額ノ債權金額ト看做シ徵收スルヲ相當トス(明治三五、一、法曹會決議)

●第二條 第十四號

(通譯決議)

一 抵當權設定登記ノ登録税  
被抵當權設定登記ノ登録税ハ根抵當權設定契約ニ定メタル讓渡金額ノ債權金額ト看做シ徵收スルヲ相當トス(明治三五、一、法曹會決議)

(判例)

(通譯決議)

一 抵當權ノ移轉登記ハ附記ニ依リ之ヲ爲スヘキモノニシテ、附記登記ハ不動産每一個ニ付十錢(改正法二十錢)但シ一事件ニ付キ三十錢(同二四)ヲ超過スルトキハ二四三十錢(改正法二四)ノ登録税ヲ納付スヘキモノトス、登記法ノ所謂附記ニ依リテ爲ス登記トハ即チ登録税法ノ所謂附記登記ト同意義ノ語解ナリ(明治三五、三、大阪地方裁判所判決)

●第二條 第二十號

(通譯決議)

一 遺物敷地變更登記ノ登録税  
建物敷地ノ變更登記ノ登録税ハ建物ノ棟數ニ依リ徵收スヘキモノトス(明治三八、八、民事局長回答)

●第二條 第二十一號

(通譯決議)

一 工場建築法第三條ノ目標變更登記ノ登録税  
工場建築法第三條ニ依リ提出シタル目標ノ變更登記ハ本法第二條第二十二號(改正法第二十號)ニ依リ徵收スヘキモノトス(大正元、一二、民事局長回答)

●第二條 第二十二號

(通譯決議)

一 主たる建物ト附屬建物トト合シ三棟ノ内附屬建物一棟ヲ分割シタル場合ニ於テハ建物一棟ニ對スル登録税ヲ徵收スヘキモノトス(明治三九、六、法曹會決議)

●第二條 第十三號、改正法第十號ニ依リ徵收スヘキモノトス(明治三七、一、法曹會決議)

三 增置ノ登記ノ登録税  
抵當權ノ擔保物追加即チ増置ノ登記ハ新タナル抵當權ノ設定ナルヲ以テ其登録税ハ債權額又ハ價額ニ依リ徵收スヘキモノトス(明治三七、六、法曹會決議)

四 米麥納濟目的ノ質權、抵當權登記ノ登録税  
質權、抵當權ノ設定カ米麥ノ納濟目的トシタル場合ニ於テハ債權ノ目的タル米麥ノ價格ニ依リ登録税ヲ徵收スヘキモノトス(明治三七、九、法曹會決議)

●第二條 第十一號

(通譯決議)

一 先取特權、質權、抵當權ノ信託登記ノ登録税  
先取特權、質權又ハ抵當權ノ信託登記ノ登録税ハ第二條第一項第十一號及第十九號ニ依ル二個ノ登録税ヲ徵收ス(昭和二、八、民事局長回答)

●第二條 第十四號

(通譯決議)

一 抵當アル債權ト本抵當ナル債權ノ意義  
民事訴訟法第五百九十九條ニ所謂抵當アル債權トハ不動産質權ヲ以テ擔保スル債權ナルト抵當權ヲ以テ擔保スル債權ナルトヲ問ハズ、而シテ登録税法第二條第十六號(改正法第十四號)ノ抵當ナル語モ之ト同義ナル意義ニ解スヘキモノトス(大正二、六、法曹會決議)

●第二條 第二十三號

(通譯決議)

一 登記ノ抹消方ヲ囑託スル場合ニ於テハ之ヲ一事件ト看做スヘキモノトス(明治三三、一、民事局長回答)

●第二條 第二十四號

(通譯決議)

一 登記ノ抹消方ヲ囑託スル場合ニ於テハ之ヲ一事件ト看做スヘキモノトス(明治三三、一、民事局長回答)

●第二條 第二十五號

(通譯決議)

一 抵當ノ買取セリ船隻登記ノ登録税  
抵當ニ於テ買取シタル船隻ノ登記ニ付テハ登録税



第四編 登録税、印紙税及登記手数料

法第十九條第二號ノ如キ規定ナキヲ以テ同法第三條ニ依リ相當登録税ヲ要スルモノトス(明治四五、四、民事局長同答)

●第三條 第三號

(判例)

一 船舶登記規則第十一條第二項ニ依リ移轉登記ノ登録税  
船舶登記規則第十一條第二項ニ依リ申請スル登記ハ船舶所有權移轉ノ本登記ナレハ登録税法第三條第一項第三號ニ基キ登録税トシテ船價千分ノ二十三ニ相當スル收入印紙ヲ貼用スヘキモノト列示シタルハ正當ナリ(大正五、九、大審院判決)

●第三條 第五號

(通譯決議)

一 水上警備用船舶保存登記ノ登録税  
水上警備用船舶ノ所有權保存ノ登記ハ登録税法第十九條第一、二號ニ該當セザルヲ以テ免稅スヘキモノニアラス(大正二、一、民事局長同答)

●第三條 第八號

(通譯決議)

一 借借債信託登記ノ登録税  
借借債ノ信託登記ノ登録税ハ第三條第一項第八號及七第十六號ニ依リ二個ノ登録税ヲ徵收ス(昭和二、八、民事局長同答)  
●第三條ノ六 第三號  
(通譯決議)

登録税 登録税法解釋實例

一 工場財團ノ購買申立記入ノ登録税  
工場財團登記簿ニ購買法ニ依リ購買申立記入ノ登記囑託アリタル場合ハ登録税法第三條ノ六、第三號ニ依リヘキモノトス(大正八、三、民事局長同答)

●第三條ノ六 第十號

(通譯決議)

一 工場營業法第三條ニ依リ目録變更ノ登録税  
工場營業法第三條ニ依リ提出シタル目録ノ變更ノ登記ハ不動産ノ個數ニ依リ登録税ヲ徵收ス(大正元、一、民事局長同答)

●第六條 第十號

(通譯決議)

一 合併ニ因リ資本増加ノ登録税  
資本金百萬元半額拂込済ノ甲株式會社ト資本金拾萬元全額出資済ノ乙合名會社トアリ、今合併ニ因リ乙合名會社ニハ二百萬元ノ純財産アルヲ以テ甲株式會社ノ資本ヲ四百萬元増加シ右二百萬元ヲ拂込ニ充テ半額拂込済ノ株式ヲ發行シテ乙合名會社ノ社員ニ與ヘタリ、此場合ニ甲株式會社ノ資本増加ノ登記ハ二百萬元全額ニ對シテ登録税法第六條第十號ニ依リ納ムヘキモノトス(大正七、二、民事局長同答)  
二 同上  
會社合併ト新株募集トハ畢竟一ノ資本増加ノ方法タルニ過キサレハ資本増加ノ登記ハ其方法カ全部完結シタル上一事件トシテ申請スヘキモノトス

一(三九四)一

登録税ハ二種ニ區別シテ徵收ス(大正八、三、民事局長同答)

三 同上

資本金二百萬元、株數四萬株、全額拂込済ノ甲株式會社(銀行)アリ、今其資本ヲ五百萬元(十萬株)ニ増加スル爲メ(イ)總株數一萬二千株、一株拂込金二十五圓(此總拂込額三十萬圓)ノ乙株式會社ヲ舊一株ニ對シ一株金十二圓五十錢拂込一株半ノ割合ヲ以テ新株ヲ割當テ合計一萬八千株(此拂込額二十二萬五千圓トナル)トシテ併合合併ヲ爲シ(ロ)尙甲會社ノ在來ノ株主(四萬株、同行員)ニ二千株ヲ割當テ引受ケシメ之ニ一株金十二圓五十錢宛拂込(此拂込額五十二萬五千圓トナル)タル場合ハ増資總拂込金額ノ内金二十萬五千圓ニ對スル千分ノ一及ヒ金五十二萬五千圓ニ對スル千分ノ五ノ登録税ヲ徵收スヘキモノトス(大正八、三、民事局長同答)

●第六條 第十五號

(通譯決議)

一 數項ノ變更ヲ一ノ申請書ヲ以テ申請ノ登録税  
會社登記變更ノ事由カ數次ニ發生シタル場合ニ於テ之ヲ取極メ同一申請書ヲ以テ申請シタルトキハ一事件トシテ取扱ヒ一件分ノ登録税ヲ徵收スヘキモノトス但變更登記中稅率ヲ異ニスルモノアルトキハ各其稅率ニ依リ各別ニ徵收スルモノトス(大正三、五、民事局長同答)  
二 本支店土地名稱、役員住所數次變更ノ登録税  
明治四十四年內務省訓令第二號、第三號及ヒ第四號ニ基キ市區町村內ノ土地ノ名稱ノ變更ニ因

(通譯決議)

一 社寺合併ニ因リ所有權取得ノ登録税  
社寺ノ合併ニ因リ所有權移轉登記ノ登録税ハ登録税法第十六條ニ依リ相當トス(明治四三、七、民事局長同答)  
二 本條權利ノ範圍  
登録税法第十六條ノ權利中ニハ先取特權、質權、抵當權ハ之ヲ包含セザルモノトス、抑モ一般ノ先取特權、質權、抵當權ノ移轉ニ付テハ附記登記ノ登録税ヲ徵收スルニ定セル今日ニ於テ單リ其取得ノ原因カ登録税法第十六條各號規定ノ場合ニ限リ徵收ヲ異ニスル理由アルヲ發見スル能ハス(明治四三、六、法曹會決議)

●第十九條 通說

(通譯決議)

一 市町村稅納處分登記ノ登録税  
市町村稅納處分ニ付テハ登録税ヲ徵收セス  
二 府縣市町村稅納處分並ニ抹消登記ノ登録税  
府縣稅及ヒ町村稅ノ納處分ニ因リ差押抹消ノ登記ニ關シテハ登録税ヲ徵收セス(明治三三、七、民事局長同答)

●第十九條 第一號

(通譯決議)

一 本號ニ關シテモ登録税ヲ徵收セザルモノ  
不動産登記法第二十八條ノ二、第二百二條ノ三第二項、第二百三條第二項ノ場合ニ於テハ登録税法第十九條第一號ニ該當セザルモノトシテ登録税ヲ徵收セザ

登録税 登録税法解釋實例

ルヲ相當トス(大正二、八、民事局長同答)

●第十九條 第二號

(通譯決議)

一 主神、本尊安置宇敷地登記ノ登録税  
主神若クハ本尊ヲ奉安置スル爲メ建築シタル堂宇ノ敷地ニ係ル登記ハ登録税法第十九條第三號ニ依リ免稅トス(明治四二、九、民事局長同答)  
二 社寺堂宇敷地ノ範圍  
登録税法第十九條第三號ノ社寺堂宇ノ敷地ノ範圍ハ社寺堂宇ノ境内地全部ナリ(大正一〇、五、民事局長同答)

●第十九條 第三號

(通譯決議)

一 陸軍ニ上地目的ニテ購買收土地ノ登録税  
縣ニ於テ陸軍用地トシテ土地スル目的ヲ以テ土地ヲ買收スル場合ニハ登録税法第十條第二號(改正法第三號)ニ依リコトヲ得サルニ付キ相當ノ登録税ヲ徵收スヘキモノトス

第四編 登録税、印紙税及登記手数料

一 既設支店所在地ニ於ケル一連申請書ヲ以テ予ス  
會社力數ヶ所ニ支店ヲ設置シタル場合ニ既設支店所在地ニ於テ一通ノ申請書ヲ以テ登記申請ヲ爲シタルトキハ簡數ニ係ラス一件トシテ一圓五十錢(改正法二明)ヲ徵收スヘキモノトス(大正七、一〇、民事局長同答)

●第十六條

(通譯決議)

會社登記簿中本店、支店ノ土地名稱及ヒ取極役、緊査役等ノ住所ニ變更ヲ生シタル場合ニ於ケル變更ノ登記ハ同一ノ申請書ヲ以テ之レヲ申請スルトキハ一事件トシテ取扱ヒ一件分ノ登録税ヲ徵收ス可キモノトス(明治四四、五、民事局長同答)  
三 會社變更事項數次發生同一申請書ニ依リ  
會社登記變更ノ事由カ數次ニ發生シ一ハ法定期間內ノ申請ニ係リ他ハ期間經過後ノ申請ニ係ル場合ニ同一申請書ヲ以テ申請シタルトキハ一件トシテ一件分ノ登録税ヲ徵收ス可キモノトス(大正三、四、民事局長同答)  
四 數次變更同一申請書ヲ以テ申請ノ登録税  
會社合併ト新株募集トハ畢竟一ノ資本増加ノ方法タルニ過キサレハ資本増加ノ登記ハ其方法カ全部完結シタル上一事件トシテ申請スヘキモノトス(大正八、三、民事局長同答)

●第六條ノ二

(通譯決議)

一 既設支店所在地ニ於ケル一連申請書ヲ以テ予ス  
會社力數ヶ所ニ支店ヲ設置シタル場合ニ既設支店所在地ニ於テ一通ノ申請書ヲ以テ登記申請ヲ爲シタルトキハ簡數ニ係ラス一件トシテ一圓五十錢(改正法二明)ヲ徵收スヘキモノトス(大正七、一〇、民事局長同答)

●第十六條

(通譯決議)

會社登記簿中本店、支店ノ土地名稱及ヒ取極役、緊査役等ノ住所ニ變更ヲ生シタル場合ニ於ケル變更ノ登記ハ同一ノ申請書ヲ以テ之レヲ申請スルトキハ一事件トシテ取扱ヒ一件分ノ登録税ヲ徵收ス可キモノトス(明治四四、五、民事局長同答)  
三 會社變更事項數次發生同一申請書ニ依リ  
會社登記變更ノ事由カ數次ニ發生シ一ハ法定期間內ノ申請ニ係リ他ハ期間經過後ノ申請ニ係ル場合ニ同一申請書ヲ以テ申請シタルトキハ一件トシテ一件分ノ登録税ヲ徵收ス可キモノトス(大正三、四、民事局長同答)  
四 數次變更同一申請書ヲ以テ申請ノ登録税  
會社合併ト新株募集トハ畢竟一ノ資本増加ノ方法タルニ過キサレハ資本増加ノ登記ハ其方法カ全部完結シタル上一事件トシテ申請スヘキモノトス(大正八、三、民事局長同答)



第四編 登録税、印紙税及登記手数料

(明治四〇、五、民事局長同答)

- 一 購買入ノ書據敷地ノ登録税
二 購買入ノ書據敷地ノ登録税
三 購買入ノ書據敷地ノ登録税
四 購買入ノ書據敷地ノ登録税
五 市町村買取地ノ登録税
六 購買入ノ書據敷地ノ登録税
七 町村防砂工事用土地所有權移轉登記登録税
八 道路敷地書附目的ノ町村取得土地移轉登記ノ登録税
九 府縣力學校敷地買取登記ノ爲メ又保存登記ノ登録税

登録税法解釋實例

- 府縣力學校敷地ト爲メ目的ヲ以テ未登記土地ヲ買受ケ之カ所有權移轉登記ノ必要上所有權保存登記ノ申請ヲ爲ス場合ハ相當ノ登録税ヲ課スヘキモノトス(大正四、四同上)
一〇 購買入ノ書據敷地ノ爲メ保存登記ノ登録税
府縣力學校敷地ヲ他ニ賣却シタル場合所有權移轉登記ノ必要上該土地ヲ公立學校敷地トシテ所有權保存ノ登記ヲ囑託スルニハ登録税ヲ課ス(大正四、四、同上)
一一 社団法人私立學校敷地取得登記ノ登録税
民法ノ規定ニ依リ設立セラレタル社団法人力私立學校敷地用トシテ買受ケタル土地ノ所有權移轉登記ニハ登録税ヲ徵收スヘキモノトス(同六、五、同上)
一二 電氣事業ノ爲メ市買取敷地登記ノ登録税
市力經營スル電氣軌道、電燈、電力供給事業ノ爲メ買取シタル敷地ノ登記ニ付テハ登録税ヲ免除スヘキモノトス(大正七、三、同上)
一三 市町村管轄電氣敷地取得登記ノ登録税
市町村管轄住宅敷地ノ所有權取得登記ニ付テハ登録税ヲ課ス(大正一一、二、同上)
一四 畜産組合力市場經營ノ爲メ所得土地建物登記ノ登録税
畜産組合力牛馬買賣交換市場ヲ經營スル目的ヲ以テ土地建物ヲ買得シタル登記ハ登録税ヲ徵收スヘキモノトス(昭和二、三、同上)
一五 村電氣事業用敷地ノ登録税
村力其經營スル電氣事業ノ敷地及水路ニ用フル土地ノ個人ヨリ買取シ所有權移轉登記ヲ爲ス場合ハ登録税ヲ徵收スヘキモノトス(昭和二、一〇、法曹會決議)

第十九條 第四號

(通牒決議)

一 市町村組合設置ニ伴フ所有權移轉登記ノ登録税
町村組合設置ニ伴ヒ移轉スル所有權登記ノ登録税ハ登録税法第十九條第四號ニ依ル(大正一一、七、民事局長同答)

第十九條 第五號

(通牒決議)

一本條第五號ノ適用範圍
登録税法第十九條第五號後段ノ規定ハ市町村ノ一部ナル部落有ノ不動産又ハ船舶力未登記ナル場合ニ所有權移轉登記ノ前提トシテ部落有名義ニ保存登記ヲ爲ス場合ノミ適用アリトス(大正一三、二、民事局長同答)

第十九條ノ四

(通牒決議)

一 價格認定ノ標準
同一事件ニテ二個ノ不動産所有權移轉登記ヲ申請シ申告價格ヲ不相當ナリトシテ評價請求ノ結果甲地申告價格金一萬圓、認定價格金一萬五千圓、評價額二萬五千圓、乙地申告價格金一萬圓、認定價格金一萬五千圓、評價額二萬五千圓、乙地ハ金一萬圓ナリトシ乙地ノ納付差額五千元ニ對スル登録税ハ還付スヘキモノトス(大正一一、二、一、民事局長同答)

印紙税

印紙税法

明治三十二年三月十日 法律第五十四號

改正 明治三十四年第一六號、四〇年第二七號、四二年第四二號、四三年第一四號、四四年第一號、大正一一年第四七號、一二年第一二號、一四年第一二二號、昭和二年第七號

- 第一條 財産權ノ創設、移轉、變更若ハ消滅ヲ證明スヘキ證書、帳簿及財産權ニ關スル追認若ハ承認ヲ證明スヘキ證書ヲ作成スル者ハ此ノ法律ニ依リ印紙税ヲ納ムヘシ
第二條 創設
第三條 創設
第四條 左ニ掲グル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ、帳簿ハ一通毎一年以内ノ附込ニ對シ左ノ印紙税ヲ納ムヘシ
一 不動産、鐵道財團、軌道
財團又ハ船舶ノ所有權移轉ニ關スル證書
以下ノモノニ對シ
記載金高五十圓以下ノモノニ對シ 三錢
同五百圓以下ノモノニ對シ 十錢
同一千圓以下ノモノニ對シ 二十錢
同一萬圓以下ノモノニ對シ 五十錢
同一萬圓ヲ超スルモノニ對シ 記載金高ナキモノニ對シ 三錢
二 消費貸借ニ關スル證書
同千圓以下ノモノニ對シ 十錢
同一萬圓以下ノモノニ對シ 二十錢
同一萬圓ヲ超スルモノニ對シ 記載金高ナキモノニ對シ 三錢
三 請負ニ關スル證書
同一萬圓以下ノモノニ對シ 十錢
同一萬圓ヲ超スルモノニ對シ 記載金高ナキモノニ對シ 三錢
四 運送ニ關スル證書
同一萬圓以下ノモノニ對シ 十錢
同一萬圓ヲ超スルモノニ對シ 記載金高ナキモノニ對シ 三錢
五 備給契約書

第四編 登録税、印紙税及登記手数料

印紙税

印紙税法

- 六 委任狀
七 約束手形
八 爲替手形
九 銀行預金證書
十 產權組合又ハ產業組合聯合會ノ發スル貯金證書
十一 產權組合聯合會、重要輸出品工業組合、重要輸出品工業組合聯合會又ハ輸出組合ノ發スル出資證券
十二 船荷證券
十三 運送貨物引換證券
十四 倉庫證券
十五 保險證券
十六 債券
十七 債權
十八 相互保險會社ノ發スル基金證券
十九 株式申込證券
二十 社債申込證券
二十一 地上權、永小作權又ハ地役權ニ關スル證書
二十二 使用貸借、貸借借、履借、寄託又ハ定期金ニ關スル證書
二十三 信託行爲ニ關スル證書
二十四 無盡ニ關スル證書
二十五 定款又ハ組合契約書

二錢 三錢

- 二十六 權利ノ變更ニ關スル證書
二十七 追認又ハ承認ニ關スル證書
二十八 物品切手
二十九 受取書
三十 質權、抵當權ニ關スル證書
三十一 前各號以外ノ證書
三十二 預金通帳
三十三 前號以外ノ通帳
三十四 判取帳
三十五 證書ニ關シテ記載シタル價額ノ單位其ノ他ノ記載事項ニ依リ其ノ金高ヲ算出スルコトヲ得ルモノハ其ノ總金額ヲ以テ記載金高ト看做ス
第五條 左ニ掲グル證書、帳簿ニ關シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス
一 官廳又ハ公署ヨリ發スル證書、帳簿
二 官廳又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上發スル證書、帳簿
三 國庫金ノ取扱ニ關シテ發スル證書
四 慈善又ハ公共事業ノ爲メニシテ寄附ニ關シ官廳又ハ公署ニ提出スル證書
五 小切手
六 產業組合ノ發スル出資證券若ハ貯金通帳又ハ住宅組合ノ發スル出資證券
七 貯金通帳、積金通帳、約束手形及爲替手形
八 貯金通帳、積金通帳又ハ積金證書(貯蓄銀行發スルモノニ限ル)

一(三九七)



第四編 登録税、印紙税及登記手数料

- 九 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發シタル貯金證書ニシテ其ノ記載金高十圓未満ノモノ
- 十 記載金高一圓未満ノ物品切手
- 十一 買取仕切書
- 十二 物品又ハ有價證券ノ買賣契約證書
- 十三 送狀
- 十四 記載金高十圓未満若ハ金高記載ナキ又ハ營業ニ關セサル受取書
- 十五 主たる債務ノ證書ニ併記シタル擔保契約書
- 十六 手形及證券ノ裏書又ハ之ニ併記シタル受取書
- 十七 株券又ハ債券ニ記載シタル譲渡ノ證明書
- 十八 手形ノ引受及保證
- 十九 手形又ハ證券ノ拒絶證書
- 二十 手形又ハ證券ノ複本及謄本
- 二十一 農業倉庫證券又ハ聯合農業倉庫證券
- 二十二 買札又ハ買物通帳(買取營業者ノ發シタルモノニ限ル)
- 二十三 勸誘通帳
- 二十四 乗車券、乗船券又ハ各種入場券
- 二十五 第四條第一號乃至第五號及第三十一號ノ證書ニシテ記載金高十圓未満ノモノ
- 第六條 印紙税ハ證書、帳簿ニ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス但シ印紙税額ニ相當スル現金ヲ政府ニ納付シテ税印ノ押捺ヲ受ケ印紙貼用ニ代フルコトヲ得
- 第七條 一書ノ帳簿ヲ一年以上使用スルトキハ別帳簿ヲ製シタルモノト看做ス
- 第八條 證書ニ外國貨幣ヲ以テ員數ヲ記載スルトキハ内國貨幣ニ換算シタル金高ニ相當スル印紙

印紙税 印紙税法解釋實例

第九條 印紙ヲ貼用スルトキハ證書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ證書又ハ帳簿作成者ノ印章又ハ署名ヲ以テ判明ニシテ消スヘシ

第十條 印紙ヲ貼用スヘキ證書、帳簿ニシテ營業ニ關スルモノハ當該官吏之ヲ検査スルコトアルヘシ

第十一條 證書、帳簿ニ相當印紙ヲ貼用セス又ハ第六條但書ニ依リ稅印ノ押捺ヲ受ケサル者ハ證書、帳簿一箇毎ニ稅額高二十倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ稅額高二十倍ノ金額三圓ニ達セサルトキハ三圓ノ科料ニ處ス

第十二條 第十條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ二圓以上ノ科料ニ處ス

第十三條 第九條ニ違背シタル者ハ證書、帳簿一箇毎ニ二圓ノ科料ニ處ス

第十四條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法中犯罪ノ不成立、刑ノ減免、併合罪及酌量減輕ノ例ヲ用キス但シ第十二條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條ノ二 證書、帳簿ノ作成者名義人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人等カ名義人ノ爲ニ作成スル證書、帳簿ニ關シ本法ニ違反シ之ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ其ノ名義人ヲ處罰ス

附則  
第十五條 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十六條 明治十七年第十一號布告證券印紙規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第十七條 明治十七年第十一號布告證券印紙規則ニ依リ手形用紙ニシテ此ノ法律施行ノ際自用者ノ所持ニ保ルモノハ此ノ法律施行後ニ於テモ仍

印紙税法解釋實例

之ヲ使用スルコトヲ得但シ手形用紙記載ノ税金高以上ニ之ヲ使用セムトスルトキハ其ノ不足額ハ印紙ヲ貼用シテ之ヲ補足スヘシ

附則(大正十四年法律第二十二號)  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則(昭和二年法律第七號)  
大正十四年勅令第二百六十八號  
ヲ以テ昭和二年九月一日ヨリ施行ス

本法ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本法施行前作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙税ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

●印紙税法解釋實例  
第一條  
(通譯決議)  
一 當事者雙方所持スル契約書ノ印紙  
當事者雙方カ契約書一通ツツ所持スル場合ハ各通トモ印紙ヲ貼用スヘシ(明治四一、四、民事局長回答)

二 「買賣仕切書」ノ意義及ヒ作成者ノ納稅義務  
印紙税法ニ規定スル買賣仕切書トハ代價ノ標準ヲ定メテ爲シタル商品ノ買賣ニ付キ當事者ノ一方ヨリ相手方ニ對シ其確定價格ヲ表示シテ決算ヲ證明スル書面ヲ謂フモノニシテ、即チ同法第一條ニ所謂財產權ニ關スル承認ヲ證明スヘキ證書ニ該當シ、之ヲ作成スル者ハ納稅ノ義務ヲ負擔ス(大正元、一〇、法曹會決議)

(判例)  
基礎タルヘキ具體的事實ノ說示ヲ缺ケル判決ハ理由不備ノ不法アルモノトス(大正七、五、大審院判決)

三 本條「送狀」タル事件  
印紙税法第四條規定ノ送狀トハ第一、荷送人カ運送人ニ交付シ貨物ト共ニ送付スル書面ナルコト第二、貨物ノ種類、員數、送先並ニ運送ノ方法ヲ記載シタル書面ナルコト第三、荷送人ト運送人ト間ニ於ケル運送契約ヨリ生スル權利關係ノ全部又ハ一部ヲ證明スル書面ナルコトヲ要スルモノトス(明治四一、一一、東京區裁判所判決)

四 商法ノ運送狀ト本法ノ送狀  
商法ハ物品ノ運送ニ關シテ荷送人カ運送人ノ請求ニ依リテ發行スルモノヲ名ケテ運送狀ト云ヒ特種ノ名稱ヲ下シタルモノ印紙税法ニ所謂送狀ニ相當スルモノトス(明治三三、三、東京控訴院判決)

五 帳簿ニ受取記入外更ニ金銀受取ノ證書、郵便證書印紙貼書  
判取帳及ヒ通帳ニ受取ノ記入ヲ爲シタル事實アルモノトスルモ其以外ニ荷金圓ヲ受取リタル旨ノ意思ヲ表示シタル證書、郵便證書ヲ作成シタル以上ハ印紙税法所定ノ印紙ヲ貼付スヘキ義務アルモノトス(大正五、一、大審院判決)

六 「受取書」ノ意義  
實際上或ル文書ノ内容カ財產權ノ消滅ヲ直接若クハ間接ニ證明スルノ效用ヲ具有スル場合ニ於テモ荷金圓ヲ受取ルニ於テ當該事實ヲ證明スル目的ヲ以テ作成セシモノニ非サル限りハ印紙税法ニ所謂受取書ニ非ス、從テ斯ル文書ニ印紙ヲ貼

- 一 買賣通知書ト所有權移轉證明文書  
通知書ニシテ通知書ハ其名稱ノ如ク單純ナル事實通知ニ關スル文書ニ非スシテ其性質ハ買賣ニ因ル所有權移轉ヲ證明スル文書ナリトス(大正七、六、大審院判決)
- 二 通知書ニシテ印紙税ヲ納付スヘキモノ  
名ハ通知書ナルモ其性質買賣ニ因ル所有權移轉ヲ證明スル文書ナルトキハ當然印紙税法第一條、第二條ニ依リ右證書ノ作成者ハ相當ノ印紙税ヲ納付スヘキモノトス(同七、六、同上)
- 三 財產權ノ創設ヲ證明スヘキ證書ノ意義  
甲カ乙ニ土地建物ヲ若干ニテ賣買スヘキ旨ノ契約書ハ當事者ニ債權的結果ノ發生ヲ目的トスルモノニ非スト雖モ亦買賣ノ契約ヲ爲シタルモノニ非ス、印紙税法第一條ニ所謂財產權ノ創設ヲ證明スヘキ證書ニ該當スルモノトス(同五、五、同上)
- 四 同一内容ノ證書ニ通作成ノ印紙税  
同一内容ヲ有スル證書ニ通作成シ互ニ其一通ヲ所持スルトキハ其ニ通共證書ノ正本ト認ムヘキニ付一通毎ニ成規ノ印紙税ヲ納ムヘキモノトス(同五、五、同上)
- 五 買賣契約ノ納稅義務者  
甲カ乙ニ對シ土地建物ヲ賣買スヘキ契約書ハ乙ニ於テ買受クヘキ債權ヲ創設シタルコト及ヒ乙甲ニ對シ代金債權ヲ創設シタルコトノ二事項ヲ證明スヘキ證書ニシテ證書ノ作成者ハ甲及乙トス、從テ乙モ納稅義務者ナリトス(同上)
- 六 證書ノ作成者數人アルトキハ各自納稅義務ヲ負擔ス(同上)

第九條 印紙ヲ貼用スルトキハ證書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ證書又ハ帳簿作成者ノ印章又ハ署名ヲ以テ判明ニシテ消スヘシ

第十條 印紙ヲ貼用スヘキ證書、帳簿ニシテ營業ニ關スルモノハ當該官吏之ヲ検査スルコトアルヘシ

第十一條 證書、帳簿ニ相當印紙ヲ貼用セス又ハ第六條但書ニ依リ稅印ノ押捺ヲ受ケサル者ハ證書、帳簿一箇毎ニ稅額高二十倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ稅額高二十倍ノ金額三圓ニ達セサルトキハ三圓ノ科料ニ處ス

第十二條 第十條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ二圓以上ノ科料ニ處ス

第十三條 第九條ニ違背シタル者ハ證書、帳簿一箇毎ニ二圓ノ科料ニ處ス

第十四條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法中犯罪ノ不成立、刑ノ減免、併合罪及酌量減輕ノ例ヲ用キス但シ第十二條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條ノ二 證書、帳簿ノ作成者名義人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人等カ名義人ノ爲ニ作成スル證書、帳簿ニ關シ本法ニ違反シ之ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ其ノ名義人ヲ處罰ス

附則  
第十五條 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十六條 明治十七年第十一號布告證券印紙規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第十七條 明治十七年第十一號布告證券印紙規則ニ依リ手形用紙ニシテ此ノ法律施行ノ際自用者ノ所持ニ保ルモノハ此ノ法律施行後ニ於テモ仍

之ヲ使用スルコトヲ得但シ手形用紙記載ノ税金高以上ニ之ヲ使用セムトスルトキハ其ノ不足額ハ印紙ヲ貼用シテ之ヲ補足スヘシ

附則(大正十四年法律第二十二號)  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則(昭和二年法律第七號)  
大正十四年勅令第二百六十八號  
ヲ以テ昭和二年九月一日ヨリ施行ス

本法ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本法施行前作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙税ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

●印紙税法解釋實例  
第一條  
(通譯決議)  
一 當事者雙方所持スル契約書ノ印紙  
當事者雙方カ契約書一通ツツ所持スル場合ハ各通トモ印紙ヲ貼用スヘシ(明治四一、四、民事局長回答)

二 「買賣仕切書」ノ意義及ヒ作成者ノ納稅義務  
印紙税法ニ規定スル買賣仕切書トハ代價ノ標準ヲ定メテ爲シタル商品ノ買賣ニ付キ當事者ノ一方ヨリ相手方ニ對シ其確定價格ヲ表示シテ決算ヲ證明スル書面ヲ謂フモノニシテ、即チ同法第一條ニ所謂財產權ニ關スル承認ヲ證明スヘキ證書ニ該當シ、之ヲ作成スル者ハ納稅ノ義務ヲ負擔ス(大正元、一〇、法曹會決議)

(判例)  
基礎タルヘキ具體的事實ノ說示ヲ缺ケル判決ハ理由不備ノ不法アルモノトス(大正七、五、大審院判決)

三 本條「送狀」タル事件  
印紙税法第四條規定ノ送狀トハ第一、荷送人カ運送人ニ交付シ貨物ト共ニ送付スル書面ナルコト第二、貨物ノ種類、員數、送先並ニ運送ノ方法ヲ記載シタル書面ナルコト第三、荷送人ト運送人ト間ニ於ケル運送契約ヨリ生スル權利關係ノ全部又ハ一部ヲ證明スル書面ナルコトヲ要スルモノトス(明治四一、一一、東京區裁判所判決)

四 商法ノ運送狀ト本法ノ送狀  
商法ハ物品ノ運送ニ關シテ荷送人カ運送人ノ請求ニ依リテ發行スルモノヲ名ケテ運送狀ト云ヒ特種ノ名稱ヲ下シタルモノ印紙税法ニ所謂送狀ニ相當スルモノトス(明治三三、三、東京控訴院判決)

五 帳簿ニ受取記入外更ニ金銀受取ノ證書、郵便證書印紙貼書  
判取帳及ヒ通帳ニ受取ノ記入ヲ爲シタル事實アルモノトスルモ其以外ニ荷金圓ヲ受取リタル旨ノ意思ヲ表示シタル證書、郵便證書ヲ作成シタル以上ハ印紙税法所定ノ印紙ヲ貼付スヘキ義務アルモノトス(大正五、一、大審院判決)

六 「受取書」ノ意義  
實際上或ル文書ノ内容カ財產權ノ消滅ヲ直接若クハ間接ニ證明スルノ效用ヲ具有スル場合ニ於テモ荷金圓ヲ受取ルニ於テ當該事實ヲ證明スル目的ヲ以テ作成セシモノニ非サル限りハ印紙税法ニ所謂受取書ニ非ス、從テ斯ル文書ニ印紙ヲ貼

第四編 登録税、印紙税及登記手数料

印紙税 印紙税法解釋實例

印紙税法解釋實例



第四編 登録税、印紙税及登記手数料

用セザリシトスルモ印紙税法違反トナルヘキモ  
ノニアラス(明治四四、一〇、東京區裁判所判決)

七 遺領ノ遺領、其ノ印紙税納付ノ要否  
印紙税法第四條ニハ汎ク通帳ニ付キ印紙税ノ納  
付ヲ必要トスルコトヲ規定シ同法ニハ營業ニ關  
セザルモノニ付キ之ヲ免除スルコトノ除外例ヲ  
設ケス、通帳トハ繼續若クハ連續スル財産權上  
ノ取引ヲ爲ス當事者ノ一方ヨリ相手方ニ對シ其  
取引關係ヲ證明スル爲メ作成スル帳簿ナリト雖  
モ其取引力商業又ハ營業タルコトヲ必要トセス  
(大正三、一、二、大審院判決)

第五條

(通帳決議)

一 『賣買仕切書』ノ意義(第一條參看)  
二 市町村借入金公正證書ノ貼用印紙  
市町村力借入金公正證書ノ公正證書ノ作成ニ  
付テハ印紙ノ貼用ヲ要セス(大正三、二、法曹會  
決議)

(判例)

一 遺領ノ遺領ニ付キ印紙税ヲ納付セザルモ  
ノ印紙ノ要否

手數料 印紙税及登記手数料

甲者ヨリ乙者ニ宛テ發送シタル文書ニシテ『送  
リ』又ハ『出荷案内』ト題シ甲者ヨリ乙者ニ賣  
渡スヘキ貨物ノ品目、數量、代金額並ニ此品ヲ  
送付スルニ依リ直收セラレ度キ旨ヲ記載セルト  
キハ一種ノ送狀ナルコト疑ナキモ運送人ノ請求  
ニ依リ之ヲ交付セラレタルモノニ非サルカ故ニ  
運送契約ニ依ラサルモノト謂ハサル可カラズ、  
即チ印紙税法第五條ニ所謂運送契約ニ依ラサル  
モノニ該當スルコト明カナルヲ以テ之ニ對シテ  
ハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セザルモノトス  
(大正二、一、一、大審院判決)

二 本條ノ『營業』ト開業

營業ノ如キハ之ヲ營業ト稱セザルヲ以テ通常ノ  
觀念トシ、營業税法ニ於テハ右種類ノ營業ヲ揭  
記セザルニ限(同シテ税法ノ一、タル印紙税法ニ  
於テモ特別ノ規定存セザル限ハ亦第五條ノ營業  
ナル意義ハ之ヲ狹義ニ解シ開業ノ如キハ之ヲ  
包含セザルモノト爲スヲ妥當トス(大正元、一、  
一、長野地方裁判所判決)

手數料

土地登記簿、建物登記簿、工場財團  
登記簿、營業財團登記簿、漁業財團  
登記簿、立木登記簿及商業登記簿

合ニハ之ヲ適用セス

耕地整理必要簿書閲覧證書ノ無償  
一(註)前掲耕地整理法第九條參看)

船舶登記簿原本抄本請求等二關ス  
ル手数料額

改正 大正二年第二六號一〇年第二三號  
船舶登記簿ノ原本又ハ抄本ノ請求等ニ關スル手  
料左ノ通相定ム

第一條 船舶登記簿ノ原本又ハ抄本ノ交付ヲ請求  
スル者ハ其用紙一枚ニ付キ手数料金十五錢ヲ納  
ムヘシ但一枚ニ滿タサルモノト雖モ仍ホ之ヲ一  
枚ニ計算ス

第二條 共同擔保目録ヲ提出シテ登記簿ノ原本又ハ抄本  
ヲ請求スル者ハ其ノ提出シタル用紙一枚ニ付キ  
手数料金十錢ヲ納ムヘシ但一枚ニ滿タサルモノ  
ト雖モ仍ホ之ヲ一枚ニ計算ス

第三條 船舶登記規則第十條第一項ノ規定ニ依リ  
登記證書ノ交付ヲ請求スル者ハ手数料金一圓ヲ  
納ムヘシ

第四條 特別登記簿ニ船舶ニ關スル登記ナキコト  
ノ證明ヲ請求スル者ハ每一件手数料金十五錢ヲ  
納ムヘシ

第五條 手数料ハ收入印紙ヲ申請書ニ貼附シテ之  
ヲ納ムヘシ

第六條 第一條乃至第四條ノ規定ハ官吏又ハ公吏  
カ政府ノ利益ノ爲メ其職務ヲ以テ請求ヲ爲ス場  
合ニハ之ヲ適用セス

第四編 登録税、印紙税及登記手数料

合ニハ之ヲ適用セス

第七條 本令ハ船舶登記規則施行ノ日ヨリ之ヲ施  
行ス

永代借地及同地上建物登記ノ原本  
抄本等請求手数料額

明治三十四年九月二十一日  
民法第三十四條ノ施行ニ關スル  
永代借地及ヒ永代借地ノ上ニ存スル建物ノ登記簿  
ノ原本若クハ抄本ノ交付ノ請求又ハ登記簿若クハ  
其附屬書類ノ閲覧ノ請求ニ關スル手数料ニ付テハ  
明治三十二年司法省令第十四號ノ規定ヲ準用ス  
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
明治三十二年司法省令第四十二條ハ之ヲ廢止ス

相互保險會社登記簿等ノ原本抄本  
ノ交付等ヲ請求スル者ノ納ムヘキ  
手数料  
改正 昭和二年第一五號  
左ニ掲ケル登記簿ニ關スル原本若クハ抄本ノ交付、  
登記事項ニ變更ナキコト若クハ或事項ノ登記ナキコ  
トノ證明又ハ登記簿ノ交付ヲ請求スル者ノ納ム  
ヘキ手数料ニ付テハ明治三十二年司法省令第十四  
號第一條及 第三條及第六條ノ規定ヲ準用ス

外國相互保險會社登記簿  
產業組合登記簿  
產業組合中央會登記簿  
產業組合中央會登記簿  
產業組合中央會登記簿

森林組合登記簿  
漁業組合登記簿  
住宅組合登記簿  
重要輸出品工業組合登記簿  
重要輸出品工業組合聯合會登記簿  
海外移住組合登記簿  
海外移住組合聯合會登記簿  
家畜保險組合登記簿(昭和四年司  
附則)

本令ハ大正十四年九月一ヨリ之ヲ施行ス  
明治三十三年司法省令第十九號、同第三十號、同第  
三十六號、明治四十一年司法省令第二號及明治四  
十四年司法省令第二號ハ之ヲ廢止ス  
大正十年司法省令第十八號第七條及大正十二年司  
法省令第二十一號第八條ハ之ヲ削除ス

法人登記簿及ヒ夫婦財產契約登記  
簿原本抄本請求手数料額  
改正 明治三十二年六月十二日  
司法省令第三十四號

法人登記簿及ヒ夫婦財產契約登記簿ノ原本又ハ抄  
本ノ請求等ニ關スル手数料左ノ通相定ム  
第一條 非訟事件手續法第二百二十五條ノ規定ニ依  
リ法人登記簿及ヒ夫婦財產契約登記簿ノ原本又  
ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者ハ其用紙一枚ニ付キ  
手数料金十五錢ヲ納ムヘシ但一枚ニ滿タサルモノ  
ト雖モ仍ホ之ヲ一枚ニ計算ス

一(四〇〇)一

原本抄本請求等手数料額

改正 明治三十八年第二〇號、四三年第六號、大正  
二年第二五號、一〇年第二一號、一四年第一七號  
司法省令第十四號  
土地登記簿、建物登記簿、工場財團登記簿、營業財  
團登記簿、漁業財團登記簿、立木登記簿及ヒ商業登  
記簿ノ原本又ハ抄本ノ請求等ニ關スル手数料左ノ  
通相定ム

第一條

不動產登記法第二十一條又ハ非訟事件手  
續法第四十二條ノ規定ニ依リ登記簿ノ原本又  
ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者ハ其用紙一枚ニ付キ  
手数料金十五錢ヲ納ムヘシ但一枚ニ滿タサルモノ  
ト雖モ仍ホ之ヲ一枚ニ計算ス

第二條

共同擔保目録ヲ提出シテ登記簿ノ原本又ハ抄本  
ヲ請求スル者ハ其提出シタル用紙一枚ニ付キ手  
料金十錢ヲ納ムヘシ但一枚ニ滿タサルモノト雖  
モ仍ホ之ヲ一枚ニ計算ス

第三條

非訟事件手續法第四百三十三條ノ規定ニ依  
リ登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記ナ  
キコトノ證明ヲ請求スル者ハ每一件手数料金十  
五錢ヲ納ムヘシ

第四條

明治三十二年司法省令第十三號第二十七  
條ノ規定ニ依リ商業登記ニ付キ登記簿ノ交付  
ヲ請求スル者ハ手数料金十錢ヲ納ムヘシ

第五條

手数料ハ收入印紙ヲ申請書ニ貼附シテ之  
ヲ納ムヘシ

第六條

第一條乃至第三條ノ規定ハ官吏又ハ公吏  
カ政府ノ利益ノ爲メ其職務ヲ以テ請求ヲ爲ス場  
合ニハ之ヲ適用セス



第四編 登録税、印紙税及登記手数料

手数料 手数料解釋實例

第二條 非訟事件手續法第百二十五條ノ規定ニ依リ登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記ナキコトノ證明ヲ請求スル者ハ每一件手数料金十五錢ヲ納ムヘシ

手数料ヲ徴シ登記簿ヲ謄寫シタル部分ハ普通ノ手数料ヲ徴スヘキモノトス(大正二、八、民事局長同答)

第三條 明治三十二年司法省令第十五號第十條ノ規定ニ依リ法人又ハ夫婦財産契約ノ登記ニ付キ登記簿ノ交付ヲ請求スル者ハ手数料金十錢ヲ納ムヘシ

二 「豫備欄ニ登記シタル事項ヲ謄寫セサル用紙」ノ意義  
大正二年司法省令第二十五號中「豫備欄ニ登記シタル事項ヲ謄寫セサル用紙」トハ共同擔保目録ノ豫備欄ニ登記アルニ拘ハラズ請求者ニ於テ謄寫セサル爲メ登記官吏其記入ヲ爲シタル場合ト解スヘシ(同上)

第四條 非訟事件手續法第四十二條第一項又ハ第五十七條第一項ノ規定ニ依リ書類ノ原本ノ交付ヲ請求スル者ハ其ノ原本一枚ニ付キ手数料金十五錢ヲ納ムヘシ但一行二十字詰二十行ヲ以テ一枚トシ十一行以上ハ一枚ニ計算シ十行以下ハ半枚ニ計算ス

「豫備欄ニ登記シタル事項ヲ謄寫セサル用紙」ノ意義  
大正二年司法省令第二十五號中「豫備欄ニ登記シタル事項ヲ謄寫セサル用紙」トハ共同擔保目録ノ豫備欄ニ登記アルニ拘ハラズ請求者ニ於テ謄寫セサル爲メ登記官吏其記入ヲ爲シタル場合ト解スヘシ(同上)

第五條 手数料ハ收入印紙ヲ申請書ニ貼附シテ之ヲ納ムヘシ

「豫備欄ニ登記シタル事項ヲ謄寫セサル用紙」ノ意義  
大正二年司法省令第二十五號中「豫備欄ニ登記シタル事項ヲ謄寫セサル用紙」トハ共同擔保目録ノ豫備欄ニ登記アルニ拘ハラズ請求者ニ於テ謄寫セサル爲メ登記官吏其記入ヲ爲シタル場合ト解スヘシ(同上)

第六條 前五條ノ規定ハ官吏又ハ公吏カ政府ノ利益ノ爲メ其職務ヲ以テ請求ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セス

「豫備欄ニ登記シタル事項ヲ謄寫セサル用紙」ノ意義  
大正二年司法省令第二十五號中「豫備欄ニ登記シタル事項ヲ謄寫セサル用紙」トハ共同擔保目録ノ豫備欄ニ登記アルニ拘ハラズ請求者ニ於テ謄寫セサル爲メ登記官吏其記入ヲ爲シタル場合ト解スヘシ(同上)

第七條 本令ハ明治三十二年六月十六日ヨリ之ヲ施行ス

「豫備欄ニ登記シタル事項ヲ謄寫セサル用紙」ノ意義  
大正二年司法省令第二十五號中「豫備欄ニ登記シタル事項ヲ謄寫セサル用紙」トハ共同擔保目録ノ豫備欄ニ登記アルニ拘ハラズ請求者ニ於テ謄寫セサル爲メ登記官吏其記入ヲ爲シタル場合ト解スヘシ(同上)

第八條 明治三十一年司法省令第十號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

「豫備欄ニ登記シタル事項ヲ謄寫セサル用紙」ノ意義  
大正二年司法省令第二十五號中「豫備欄ニ登記シタル事項ヲ謄寫セサル用紙」トハ共同擔保目録ノ豫備欄ニ登記アルニ拘ハラズ請求者ニ於テ謄寫セサル爲メ登記官吏其記入ヲ爲シタル場合ト解スヘシ(同上)

●手数料解釋實例

●第一條

(通牒決議)  
一 共同擔保目録ノ手数料  
大正二年司法省令第二十五號ニ依リ請求人ヨリ提出シタル共同擔保目録ニ付テハ一枚五錢ノ手

昭和五年五月八日 印刷  
昭和五年五月十日 發行

定價金參圓

發行所

新書式集 新井正三郎自治館

電話王子一一一四番(事務所)  
一三一四番(工場用)  
振替口座東京三七一九七番

特約販賣所

東京神田一ツ橋通町 振替東京三〇七〇番 有斐閣書房  
東京神田中猿樂町 振替東京六五五六番 巖松堂書店  
東京本郷駒込浅草町五〇番 振替東京二四八九九番 酒井書店



運々たる ●新井正三郎自治館 發賣圖書目錄 二錢郵券封入御申越次第進呈

## ●新井正三郎自治館の新書籍

創刊版  
(明快刷印)

# 新書式大全集

●菊版最大版(辭書的密版)

普通製 八圓五十錢

●定價

特製 九圓五十錢

●總六號 六號ポイント 用 三段組 壹千五百頁 總字數三百萬個

私の昨夏五月、神田の自治館と断乎絶縁するや、憤慨の念禁ずべからざるものあり、新に「新井正三郎自治館」を創立し、先づ其の最も得意とし、三十年の練熟を有せる「書式大全集」創刊の廣告を爲すや、「書式の新井」として天下知遇の士の同情援助沸くが如く、豫約の御申込は續々として到り辯護士、裁判所、市町村役場、司換代書人の方々は勿論、辯護士會圖書館あり、辯護士會長あり、法學博士あり、公證人あり、大會社、大商店あり、減價期間内に既に豫定人員を超過するの盛況を呈せり、是れ偏に愛顧各位の深厚なる同情後援と拙著に對する深甚多大の御信任に基くものにして、私の光榮、面目之に通ぐるものなく眞に感激措く能はざる所なり

是に於て爾來更に銳意奮勵、努力の限りを盡して印刷中、突如改正民事訴訟法施行の議決し、愛顧各位は「書式大全集」は暫く之を措くも先づ民事訴訟法の書式を示し、必ず同法施行前に之を發行せよ、然かも其の書式は拙著のものに限る」との勸告高頻々として到り、大方の高需已み難く、意を決して「新井正三郎自治館」の編述發行に全力を傾注し、九月十六日漸く之を發行するを得るに至り、爲に「大全集」の發行は自然に遅延し同豫約の諸卿に對しては勿論、豫約せられざるも發行を期待

し今日に至れる各位に對しては恐懼措く所を知らず苟も社會に對し公約したる期間を履行することを得ざりしは罪將に愧死に値ひし、唯々叩頭深謝するの外なきを遺憾とす

然れども幸にして高需勸告に係る「新井正三郎自治館」は改正民事訴訟法施行期より十七日前に發行することを得、購入二萬の各位に對して聊か其御希望に副ひ其の御歓迎を得て満足の意を表せらるゝに至れるは私の最も光榮、歡喜の極とする所にし、深く感謝の意を表し謹で拜謝の辭を捧ぐる所なり、唯だ之が爲めに「大全集」の發行遅延を來せるは其責免るゝ能はずと雖も一身二途を歩み難く、遂に此の結果を來せるもの、深く前述の事情を高察せられて宥恕せられんことを希ふ

聞く所に依れば神田自治館に於ても私の舊著書式大全を改版して發行するやに傳ふ、寔に結構の事と信ず、然れども私の舊著書式大全は明治三十六年に記述したるものに係り今日に於ては書式は殆んど變更せられ、從て之を改版したりとせば私の記述したるものは全く異にして、著述者の名を明記せざる由なれば何人か之を記述したるか知る所に非ざるも、兎に角舊著三十萬の賣了を得たる書式大全の著者なる私の全然闕知せざる所にして全く別物なり此點は錯誤なきやう御留意あらむことを切望す。因に神田の自治館と私の「新井正三郎自治館」とを同一のものと誤認せらるゝ向あるも全く何等の關係なきこと右の如きを以て是亦た特に御注意あらむことを希ふ

「新井正三郎自治館」に注入したる私の全力は今や將に「大全集」に轉換せられて全然之に傾注せらる、輪轉刷機は最大速力を以て回轉し、電動截機は落付きたるが如くにして然も速かに上下してサクリ／＼と用紙を截斷し、甚だしき時日を待たずして盛飾壯裝せる「大全集」は諸卿の玉机上に捧展せられむとす、希くば愛顧諸卿、私に給ふに仍ホ少許の時日を以てし「大全集」成るの日に於て以て之を他書と比較し其の採否を決せらるべく、夢と過ぎ行く一二月は長きが如くにして永きに非ず、之を忍で對比較照し、其善者を探るは諸卿に於て必しも不利の策に非ざるべし否な恐くは賢明の處置ならむ、兎に角御考慮の要ありと信ず、出來得べくんは少許の時日を忍ばれ折角御同情、御愛眷ある私の「新書式大全集」を受用せられんことを希ふ



空前なる急速度、大多量、賣行の新書式

第十版

# 新民訴非訟新書式全集

「新書式全集」の内容は本書の如く細密にして本書を以て其内容を知すべし

●菊版最大版 ●三百八十餘頁 ●定價二圓八十錢 ●書留十八錢

總六號に六ポイント細字を併用し、最新型を案して新民訴の新定書式七百種、人事、非訟を併せ九百餘式を示す、將來は之を知らず、現時新民訴に付て唯一の書なることを聲明す

創刊九月十六日に於て第三版發行豫定の分迄繰上げ發賣し、旬日ならずして之を賣了し、四版次で盡き、五版亦た同じく、六版亦た既に盡きて、今や遂に拾版を發行す、僅々一月半、二萬部賣了の歡迎を受く、他種の書に於ては珍らしからずとするも、法律書として斯かる急速度に大多量の發行を見る、蓋し絶後ならざるも空前なることとは確かならむ、著者の歡喜、光榮、何ものか之に譬へむ

僅々二圓八十錢、計ふるに足らずとするも、實價なき書に對して誰か之を投ずる愚者かある、然かも争て本書を歡迎せらるゝもの其の實價あることを證明して餘りあり、大衆は賢明なり、大衆の消集するもの必ず良書なり、本書の實價は大衆之を保證して蓋し欺く所なかるべし

凡そ訴訟は利害關係の結局的衝突にして、極度の感情の背馳之に伴ふ、故に其の攻撃も防禦も共に獻身的、戰闘的の意氣あるを要し、法律の理論の外に之に用ゆる書面の形式、文體、言辭等悉く皆な發々卷地の概あるを要す本書の著者、曩に神田に自治館を共同創立し「書式の新井」として知らざる者なく、其の第一人者と稱せらる、褒辭固より當らずと雖も其出版に係る數十種の著書皆な廣く天下に行はる、然も或る事情に因りて奮然奮自治館と分離絶縁し、憤慨の意氣禁すべからざるものあり、新に「新井正三郎自治館」を起し、先づ其の最も得意とせる「新書式全集」の發刊を畫し廣く之を警告するや、天下の同情は翕然として集まり、愛顧眷寵の諸卿、激勵鼓

舞到らざる所なし、著者之に感奮激昂し、衝天動地の意氣を以て努力奮勵、大方の厚意に酬ひざれば已まずとし、恰も改正新民訴訴訟法の施行に遭遇し、即ち慨然起て先づ本書を成せり、本書は即ち彼れが奮憤せる奮慨的意氣と、書式に對する特得的智能と多年の實際的練熟との結合物なり

此故に本書は紙數四百に滿たず著者の從來の著書に比すれば尤大なるものに非ずと雖も、其内容は普通書籍の一に軒昂的意氣を以て草せるもの、他に匹敵追従すべきものなきことは誇大、法螺の言に非ずして眞の事實なり而して之に依りて更に諸卿の愛讀を請はんとする「新書式全集」の内容如何を察知せらるべし

「新井正三郎自治館」は新時代に適應して新企畫を以て起たんとするもの自著の低價供給を主義本領とし、本書の如き内容豊富のものにして仍且つ僅々二圓八十錢を定價とし、新刊「改正民事訴訟法正文」の如きも、世間ボケット用流行の風に逆行し、最大特版にして僅々五十錢を以て之を供給す、是れ一に愛顧諸卿の眷愛に酬ひ、諸卿の深厚なる援助に依りて「新井正三郎自治館」の隆々たる進運を享けんことを希ふに外ならず、敢て一本の高需に因りて各位自らも利し、而して亦た著者に對して後援を與へられんことを希ふ

## 新刊 書式對照番號 及ヒ正文附 新民訴非訟新書式全集

●菊版最大版 ●四百九十餘頁 ●定價金四圓 ●書留廿七錢

新民訴、人事、非訟の書式には之に關係ある法律の正文の對照を必要とす、本書は新民訴、人事、非訟新書式全集の開卷首部に改正新民訴、人事、非訟、印紙、費用の正文を附し、其正文條項の上部に書式の番號を挿入し、其條項に關係ある書式は書式番號に依りて直に之を索出することを得、他面に於ては書式に關係ある法令の條文を本書一冊に依りて見ることを得る最便至利の新案書なり



●大文字 民訴 正文

四版  
改  
正  
民  
事  
訴  
訟  
法  
正  
文

●菊版最大版  
●紙數百四頁  
●定價五十錢  
●普通送料六錢

●民事訴訟法全部 ●民事訴訟法改正法律施行法 ●人事訴訟手續法 ●非訟事件手續法 ●民事訴訟費用法 ●民事訴訟法印紙法

大文字(九ボ)で見易く、美本で立派で正確で、正文中の随一です。夫れて定價は僅々五十錢

何んと、安いものでは、ありませんか

進運 隆々たる新井正三郎自治館の書籍は總て斯の通り

(註) 神田の自治館とは全然無関係で、全く別物です

ポケット用細字の正文は携帯には便で、是非必要ではありませんが、法文を視るに故らに凝視的努力を要して眼痛虚使の缺點があります。醫學的考察に依れば最適九ボの正文は自然的に眼痛への映寫に依りて視力と腦力を害せず、見易きが爲めに執務の能率を増します、僅々たる正文の爲めに用紙を節約して非保衛的に眼痛を虚使し體力を減損する程の必要はありません、ポケット用流行の世の中に敢て逆行して本書を刊行する所以であります。正文は何冊あつても不用にはなりません、視力と腦力を虚使せぬ爲めに試に是非一冊お備へを希ひます

大注意

「全く別物なり」

●進運 隆々たる新井正三郎自治館と神田の自治館とは

無關係なる別ものなり

●新井正三郎自治館の「新書式大全集」と

神田自治館の「書式大全」も亦た

全然別ものなり



神田自治館の書式大全は「版を重ねること實に六十七回、頒布數巨萬の多きに達し」  
ましたが、之は新井正三郎の書たもので、新井正三郎が著  
作權の登録をしてあります。今度神田の自治館から之を改版して出  
すといふことでありますが、新井の書いた書式大全を修正改版したものなら偽作に  
爲りますから、誰が書たか知りませんが、誰か外の者に書かせたものでせう、左れ  
ば神田自治館の改版書式大全は新井正三郎が書て三十萬も賣れたものとは全く  
別物であります。新井は全然責任を負ひませぬ。新井正三郎の書た書式は  
王子の新井正三郎自治館の「新書式大全集」の外にはあ  
りません。

### ●新井正三郎自治館 販賣部開始

新井正三郎自治館は主として自著自刊を以て立つものでありますが、愛顧諸彦の  
御勸需もあり敢て諸卿の御便益を圖るの意を以て櫻花滿發の候を期として茲に華  
々數販賣部を開設致しました。東京に於て出版せらるゝあらゆる書籍は其の  
大小と價の多寡を問はず、勿論法律書と限らず、御必要のものは何なりとも御指  
定次第直ちに取揃へて御送り申上ります。若し書籍の御判りなきものは種類、記述  
の程度、御出金の概額を御示しにすれば親切に調査の上適當のものを選擇して御  
送り致します。但し振替を以て御申聞に相成るのが最も簡便で正確であります。  
何卒續々の御用命を願ひます。

東京王子十條

新井正三郎自治館販賣部

振替東京 三七一九七番

電話王子 二一四番(事務用)  
二三二番(工場用)

### ●豫約募集 (前金不要)

東京區裁判所監督書記 塩治高輝君主纂

●全國戸籍協議會決議錄 (紙數、定價等未定なるも豫約御申込の方には大々的に減價致候)  
●明治初年以來戸籍條規 (前金は一切要しませんが、多數御申込あれば印刷費が減少し書價が安く出来ますから御申込を願ふ次第です)



新井正三郎  
の館治自  
だん擇みののの要必  
典辭三

三併特 三併特 三併特  
種合價 種合價 種合價  
¥ 4,80 ¥ 0,50 ¥ 4,30  
(但し送料は別 三冊送料 ¥ 0,18 各冊分買御自由)

新井正三郎  
自治館  
編纂

法律語新辭典

500頁  
定價 ¥ 1,50  
分賣通料 ¥ 0,08

公法たる私法たる、司法上のものと行政上のものとを問はず一切の法令に付て法律語を抽出し詳細なる説明を加へたるもの、本書一部あれば如何なる法律語も釋然として了解し大體の法律に通し法學通論杯を讀まんよりは法律の智識を得るに最捷徑であります、當世法律時代の人士には最必要の書と信します、今日では法律語は社會の必要語であります、是第一に本書を採みたる所以です (三五版)

新井正三郎  
自治館  
編纂

現代語新辭典

706頁  
定價 ¥ 1,80  
分賣通料 ¥ 0,08

第一編「新語・流行語」は總ての方面に亘り現代に活用せられつゝある同語は悉く之を收め、第二編「俗語・俚語・通人語」は其語源出所由来等を簡明に解説し、第三編「日用外來語」は現時我邦人に盛に使用せられ若は日本語化したる歐米語を廣汎の範圍に亘り蒐集して其意義を説き、第四編「國漢語・故事熟語」は字義、語義、用例、注意、參照の各項に付き説明し現代人士に最必要の書であります (同上)

上田 万年  
博士監修  
新井正三郎  
日常愛用

新式萬用辭典

600頁  
定價 ¥ 1,50  
分賣通料 ¥ 0,08

官吏、學者、實業家、學生其他如何なる人士も文を作り書を読むに文字の「ヘン」「ツクリ」「カンムリ」并其記憶を逸し又は用ひんとする文字の適用に迷ひ「ウロン」にして困ることは實際尠なからざる所でありませう、本書は上田萬年博士の監修に爲り私が平素著述を爲す毎に多大の利便に浴しつゝあるものでありまして私の實業上よりは非一本の御購入を推奨して已まざるものであります (同上)

●新井正三郎自治館の實例書式

民事訴訟實例書式全集

●菊版最大版  
●九百八十餘頁  
●定價六圓五十錢  
●書留送料二十七錢

初めて御覽になる方は、少しく壯言大語のやふに感ぜらるゝかも知れませんが、書式に付ては私は法律書出版の上にて於て二個のレコードを作れるの名譽と光榮とを有して居ります、夫れは一は私の書式が 大量發行の上にて於てのレコードを作り、他の一は私の新式實例書式が短時日の間に 最大急速度を以て多數の歡迎を得たレコードを作れることとであります、他種の書に於ては知りませんが法律書としては眞に珍らしきことであります、東京の大法務書肆有斐閣松堂酒井書店等に就き御覧になれば明白の事實たることを判ります、故に今日「書式」と謂へば知つて居る方は直に「新井正三郎自治館」を聯想し新井正三郎自治館を連呼せらるゝ所以であります、之は一に愛顧諸君の眷寵に依りて私の努力に酬ひられたるもので、之を想ふ毎に私は眞に 人は奮々不撓の努力と純眞無垢の忠誠の心とに待たなければならぬことを泌々と體驗いたしました、今度採て以て發刊しました本書は過去三十年間、大審院以下全國區裁判所に至るまで實際に現れたる事實と之に適用したる法律の解釋即ち實例に基き訴訟手續の法文判例書式を示したもので、題して「訴訟手續實例書式全集」と謂ふも之が爲めです、寔に恐れ入つた言ではありませんが實例と書式を結び付けた點に於て他に類なく、其細密を極めた事實は私の主義とする「忠實努力」を遺憾なく發揮して居ると信します、實物を採て御覧になれば忠誠努力の跡は歴々として御首肯に爲るものがあると思ひます、書式に付て第一の名を博せる弊館は決して無責任の言を弄するものではありません、是非御一讀を願ひたいと思ひます



◎本邦唯一ノ大書式全集◎

新井正三郎  
自治館

# 新書式大全集

●製本菊版大本麗裝 ●紙數一千五百頁 ●定價特製版九圓五拾錢(送料別)

全編 立法、司法、行政ノ三大部ニ分チ、立方篇ニハ憲法、帝國議會、選舉法、府縣制、市制、町村制、其他立法ニ關係アル法律ノ一切ノ書式ヲ掲ケ、司法篇ニハ民法、商法、刑法、民刑訴訟法、其他司法ニ關係アル法令ノ書式ヲ悉ク網羅シ、殊ニ破産、供託、戶籍、登記ノ如キハ其細ヲ極メ單ニ届出申請ノミナラス悉ク記載例ヲ示シ、行政篇ハ各種行政ノ法令ニ付キ最モ廣汎ノ範圍ニ互リ各書式ヲ示ス、「新民訴人事非訟新書式全集」ト同型六ポイント細字併用總六號三段組ニシテ全編一千五百頁、之ニ包有シ得ル限ヲ盡シテ萬般ノ書式ヲ網羅ス、片々卑近部分ノ書ハ鈔ナカラサルヘキモ專門的完成書式大全集ハ「新井正三郎自治館」ノ本書ノ外ニ在ラサルヘシ、記述ノ專門的ニシテ正確ナル、方面ノ廣汎ニシテ多角的ナル、書式ノ最大多數ヲ盡セル、本邦ニ於テ眞ニ唯一ノ書ナルコトヲ聲明致候

發行所 東京王子十條

電話東京三七一九七番

新井正三郎自治館

電話王子二二一四番(事務所)  
三二一四番(工場用)







